

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
102	住基担当課	第1章 本仕様書について	1-2 目的	-	-	何も記載されていない。	各自治体で定めている印鑑登録事務に関する条例との関係について、整理して記載する。	法令への対応	印鑑登録事務については国の定める法律等には根拠がなく、各自治体が「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和49年2月1日自治振興第10号）等を参考に条例を制定している。一方、標準準拠システムの利用そのものは義務化されていることから、標準仕様書の記載から逸脱した事務を行うことはできない。そのため、実質的に標準仕様書が各自治体の印鑑登録事務についてある程度の拘束力を持つ。そのため、現行システムとのFit&Gap分析だけでなく、条例とのFit&Gap分析をした上で条例改正を行う必要がある。例えば、現在示されている標準仕様書では、各種帳票に記載する文言についても細かく記載があり、これらを満たすシステムを利用するためには条例改正が必要。各自治体が標準仕様書に合わせた条例改正をするのであれば、国として統一な法令を定めべきであるが、そのような予定は無いと認識している。以上の状況から、標準仕様書と各自治体の条例の関係について整理してもらわなければ、自治体の運用が混乱すると考える。	対応なし	印鑑登録事務は条例事務であり、総務省が示している事務処理要領とは異なる運用が存在していることも承知している。その上で、本仕様書においては自治体各自の運用を吸収するとともに事務処理要領との整合性を確保しながら作成したものである。ついでに、条例改正等の対応が必要な自治体もあると想定されるため、適切に対応されたい。	
303	住基担当課	第1章 本仕様書について	1-2 目的	-	-				この項は、柱書と図が2つのみとなるのでしょうか。	軽微修正	ご指摘に基づき、（1）目指す姿、（2）本仕様書の目的は削除とする。	
369	住基担当課	第1章 本仕様書について	1-2 目的	-	-	p9の図	図内の文字が切れている部分を修正	業務精度の向上	文字が見切れていて読めないため。	対応なし	1-2目的の（2）本仕様書の目的を削除するため、対応なし	
304	住基担当課	第1章 本仕様書について	1-3 対象	(2) 対象分野	-	「また、指定都市においては、第4章 … 4（印鑑登録）、5（印鑑登録の廃止）、6（職権処理）及び8（印鑑登録証明書）については」	「また、指定都市においては、第3章 … 4.1（印鑑登録）、4.4（印鑑登録の廃止）、4.3（職権処理）及び6（印鑑登録証明書）については…」		章及び項のずれ	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
305	住基担当課	第1章 本仕様書について	1-3 対象	(3) 対象項目	-	「2（2）本仕様書の目的」に示した」			「2（2）本仕様書の目的」は、削除されています。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
306	住基担当課	第1章 本仕様書について	1-4 本仕様書の内容	(1) 本仕様書の構成	-	「ツリー図は、住民記録に係る業務」	「ツリー図は、印鑑登録に係る業務」又は「ツリー図は、印鑑登録証明事務に係る業務」		印鑑登録システムに係る標準仕様書であるため	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
287	住基担当課	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	(2) 標準準拠の基準	-	自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合であっても、他の地方公共団体においても当該機能の必要性が高いと考えられるものについては、当該機能の取扱いを標準仕様書の作成・更新過程において検討することとし、必要に応じて標準仕様書に規定する。その間、実験的に実装を希望する地方公共団体は、費用対効果の検討結果を他の地方公共団体と共有することを前提とする等、標準仕様書の検討に資するよう取り組むこととし、実装は標準準拠システムと疎結合で構築する。	左記内容の「実装は標準準拠システムと疎結合で構築する。」を削除する。	住民サービスの向上	この変更により新たな機能を提案する場合でも、疎結合での構築だけとなるが、公表して取り組んでも、標準準拠システムのパッケージの中の機能で実現できない（疎結合での構築しか不可）のであれば、提案するモチベーションを喚起しにくいのではと懸念する。	対応なし	デジタル庁横並び方針に基づく記載であるため、今後同庁にお伝えする。	
4	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理		【印鑑登録のその他の項目】に「住民となった日」を追加する。	システム上の理由	住民記録システムで再転入者として従前の宛名番号を引き継いだ場合、従前の印鑑登録情報も宛名番号で紐づくため、住民票単位での印鑑登録情報を管理できるようにするため。	対応なし	宛名番号が同一であっても、新たな住民票に対して印鑑登録情報を紐付ける必要があることから、対応なし。	
5	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理		【印鑑登録の場所】を追加する。	システム上の理由	印鑑登録の場所は印鑑原票（可視台帳）の保管場所となるため。	対応なし	対応なし。 「1.2.1 異動履歴の管理」で管理している「入力場所・入力端末」で登録場所が確認できるため。	
76	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【考え方・理由】本人確認の方法や住民票の状態確認についての管理も検討されたが、住民記録システムには記載がないことから、本項目は管理しないこととした。」と記載がある。	本人確認の方法の登録・管理について、実装しなくても良い機能に加える。	業務精度の向上	印鑑登録事務においては、本人確認書類の種別により即日登録か照会かに分かれることから、印鑑登録における審査は住民登録等に比べて厳しい。本人確認書類の入力が、誤登録のリスクが減少するため、適正な事務に寄与すると考えられる。	対応なし	対応なし。 昨年度の印鑑全国照会（#306）でも同様の意見をいただき、「住民記録システムにおいても本人確認書類又は方法については管理していないため、対応なし。」としている。 本人確認方法を区別したい場合は、メモ機能で代替可能と想定。	
77	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】 ・印鑑登録状態（仮登録、照会中、本登録、抹消）	【印鑑登録のその他の項目】 ・印鑑登録状態（仮登録、照会中、本登録、抹消）	システム上の理由	【4.0.3審査・決裁】において、「異動入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とする」とあるため見え消しを削除する。	仕様書修正	仮登録は、印鑑登録状態としては持たない想定のため、仮登録は削除する。 見え消し箇所は文字ごと削除する。	
289	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装すべき機能】 成年被後見人の審判確定日	実装しなくてもよい機能に修正する。	業務効率の向上	機能要件として不要と考えるため。	対応なし	対応なし。 昨年度の意見照会（#221）にて審判確定日を追加してほしいという意見があり、印鑑登録システムにおいても管理される必要があると判断し、追加した項目であるため。	
307	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	「転出予定年月日 ・住所の郵便番号（1.1.9参照）」			1.1.2との記載の整合性がない	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
326	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理		【印鑑登録のその他の項目】に「刻印文字」を追加する	業務精度の向上	印鑑の刻印は独特の印章体を用いるため、印影を見ただけですぐに判読できない場合がある。そのため、刻印文字を明瞭に記載しておくことが望ましいと考える。	対応なし	対応なし。 氏名区分により、刻印されている文字は判断できるため。	
338	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】の印鑑登録状態について、未登録も必要ではないか。	未登録を追加。	業務効率の向上	未登録はあり得る状況だと思われる。	対応なし	対応なし。 本登録状態において、印影が登録されていないことは想定されないため。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
360	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録その他の項目】の中に、「成年被後見人の審判確定日」と記載がある。	「成年被後見人の審判確定日」を「当該住民が成年被後見人である（成年被後見人になった）ことを、登記事項通知書の送付等により住民登録地が知った日または後見人から異動等の申し出があった日のうち早い日」に修正する。	業務効率の向上	成年被後見人の登記事項通知書は常に自治体で紙文書として保管しており、いつでも審判確定日を確認することができる。	仕様書修正	ご意見を受けて修正。 「成年被後見人の審判確定日」と「成年被後見人の登記日」「成年被後見人である旨を知った日」の3つを保持する。	
424	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録その他の項目】・印鑑登録状態（照会中、登録、抹消）とある。	【印鑑登録その他の項目】・印鑑登録状態（未登録、照会中、登録、抹消）と修正する。	業務精度の向上	一見して状態を明確に把握するため、「未登録：過去における状態ではなく、現在において照会も登録も抹消もしていない状態」を追加する。	対応なし	対応なし 印鑑登録番号に対する印鑑登録状態であるため、未登録は不要。	
467	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装しなくても良い機能】 印影の氏名区分	【実装すべき機能】 印影の氏名区分	業務効率の向上	氏や名が変わった場合、印影の氏名区分を確認してデータを抹消するかどうかを判断しているため。	対応なし	対応なし。 1.1の【考え方・理由】にて、以下のとおりとしている。 「印影の氏名区分については、データ移行が煩雑になるとの意見や、市町村の運用上必須ではないとの意見があったため、実装オプション機能とした。」	
479	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	「本人確認の方法や住民票の状態確認についての管理も検討されたが、住民記録システムには記載がないことから、本項目は管理しないこととした。」と記載がある。	【実装しなくても良い機能】に本人確認の方法を追加する。	住民サービスの向上	本人確認の方法次第で即日登録が可能であったかわかるエビデンスとなるので、登録時の状況を記録し今後利用者からの問い合わせがあった際の対応にも利用できるように。	対応なし	対応なし。 昨年度の印鑑全国照会（#306）でも同様の意見をいただき、「住民記録システムにおいても本人確認書類又は方法については管理していないため、対応なし。」としている。 本人確認方法を区別したい場合は、メモ機能で代替可能と想定。	
6	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理		旧外録（外国人住民とならなかった者）の印鑑登録情報の取扱いに関する規定を追加する。	システム上の理由	廃止となっている印鑑登録情報が存在しているため。	対応なし	対応なし。 本標準仕様書において、ご指摘の情報については、システム管理していることを想定していない。	
176	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 印鑑登録原票の除票	【空欄を許容しない項目】に「印影」と記載がある。	「印影」を削除する。	業務精度の向上	照会申請における仮登録においても、印影の空欄を許容したい。照会申請は自動で切れてしまうことなので、切れてしまった場合、印影を再度登録しなければならないため。また照会申請時点で印影を登録することで、即時登録と誤って誤登録をするケースが増えそうであるため。	対応なし	印影については対応なし。 1 回目に代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要があるため。	
80	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.5. 空欄	【実装しなくても良い機能】の増設を希望する。	空欄を許容しない項目に、本人確認の方法を【実装しなくても良い機能】に加える。	業務精度の向上	この調査票におけるNO.1及びNO.3における修正案が認められた場合に、当該項目について空欄を許容しない項目に加えることができるようにする。	対応なし	対応なし。 昨年度の印鑑全国照会（#306）でも同様の意見をいただき、「住民記録システムにおいても本人確認書類又は方法については管理していないため、対応なし。」としている。 本人確認方法を区別したい場合は、メモ機能で代替可能と想定。	
309	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.5. 空欄	「住所」	「住所（方書を含む。）」		他の記載との整合。敢えて括弧を外されたのか。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
75	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.6. 年月日の管理	【不詳日入力一覧】 ～～ ・「令和○○年○○月○○日から○○月○○日頃までの間」 ～～	【不詳日入力一覧】 ～～ ・「令和○○年○○月○○日から○○月○○日頃までの間」 ・「令和○○年○○月○○日から令和（○○+1）年○○月○○日頃までの間」 ～～	業務精度の向上	不詳となる範囲が年をまたぐ場合がある。修正前欄に記載した例は、「同年内の月の範囲まで」に読み取れるが、月の数字部分が数字以外を含む自由記載を許容している意味であれば修正の必要はありません。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 【住民記録システム今年度全国照会#198】 「令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日頃までの間」に修正する。」	
451	情報政策担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.7. 年月日の表示	「年月日は、印鑑登録証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。」と記載がある。	記載の補足として「なお、改元があった場合は「元年」と表示すること。」を追加する。	住民サービスの向上	改元時は、一般的に「○○1年」ではなく「○○元年」と呼称するため。	対応なし	自明のことであるため、対応なし。	
40	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	P27【実装すべき機能】 また、異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。 ・印鑑登録証明書等に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。 ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。 ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。	また、異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。（以下削除） ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。	法令への対応	※デジタル庁発出の標準仕様書を法令としてみなして記載します。 令和4年（2022年）4月/デジタル庁/地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】P2の第1章 データ要件・連携要件の標準について/1.1 データ要件・連携要件の標準とは/(2) データ要件の標準 において、以下の記載があり、指摘する箇所は、事業者の競争領域の範囲の定義事項であると考えられるため。 <記載事項> ただし、標準準拠システムのデータベースの構造その他の実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はない。	対応なし	対応なし。 あくまで提示された内容はデータベースの構造について規定されているものであり、履歴の保持方法についてデジタル庁の方針として規定されていない。これを踏まえ、印鑑登録システム標準仕様書において業務上の必要性に基づき履歴の保持方法について規定していることは、デジタル庁の方針に反するものではない。	
62	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	【考え方・理由】に「印鑑登録状態が一度本登録にならない限り、異動履歴は記録されない。」の記載がある。	「仮登録では異動履歴は記録されない。」と修正する。	システム上の理由	「印鑑登録状態が一度登録にならない限り」と誤解を招く記載のため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応を検討する。	
7	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由		引替交付の事由で「登録番号変更に伴う引替交付」とは別に「誤交付による引替交付」を追加する。	業務効率の向上	印鑑登録証を誤交付（取り違え）した場合、印鑑登録番号を変更する必要があるため。また、履歴となった登録番号を別人に登録できるように、廃止となる異動事由を固定する必要があるため。	対応なし	対応なし。 誤交付の場合は引替ではなく削除すべき場面であり、職権抹消で対応するものと想定しているため。 (誤交付を想定した仕様書ではない。)	

No	意見詳細						回答				
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
								区分	理由	方針	回答
63	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	修正の事由に「旧氏の記載（旧氏を印影に使用していない場合）」の記載がある。	「旧氏の記載」と修正する。	システム上の理由	他に旧氏を印影に使用している場合の異動事由はないため。	仕様書修正	ご指摘に基づき、以下のとおり修正する。 1.2.2. 異動事由 ○抹消の事由 氏名変更（氏名を印影に使用している場合） 旧氏の変更（旧氏を印影に使用している場合） 旧氏の削除（旧氏を印影に使用している場合） 通称の削除（通称を印影に使用している場合）
81	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	抹消の事由に「成年被後見人登記」が盛り込まれていない。	抹消の事由に「成年被後見人登記」を加える	自治体個別の条例・政策などの対応	既に印鑑登録をしている者が成年被後見人となったことを知った場合、当該印鑑の登録を職権で抹消したうえで、抹消されたことを通知する。成年被後見人登記＝意思能力を有しない者ではなく、一度、成年被後見人登記により抹消する必要があるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 （令和元年12月12日付総行住第128号通知の間2のとおり） また、【考え方・理由】に以下を追記する。 「令和元年12月12日付総行住第128号通知の間2により、既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合は当該印鑑の登録を職権で抹消する必要があるため、抹消の事由に「成年被後見人登記」を設けている。」
106	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	【考え方・理由】 印鑑登録証明書交付一時停止及びその解除は、印鑑登録に異動が生じたものではないため異動事由としては設定しない。	【考え方・理由】 印鑑登録証明書交付一時停止及びその解除は、印鑑登録に異動が生じたものではないが、コンビニ交付を含め証明書発行に影響を与える修正になるため異動事由として設定する。	業務精度の向上	【考え方・理由】に、「印鑑登録証明書交付一時停止及びその解除は、印鑑登録に異動が生じたものではないため異動事由としては設定しない。」とありますが、これは異動履歴を残さない異動(上書き修正のイメージ)と捉えて問題ないでしょうか。コンビニ交付を含め証明書発行に影響を与える修正になるため、職員のミスにより証明書が発行できなくなってしまう、ということ防止するという観点から異動事由を追加し通常の修正事由のように仮登録・審査が必要だと考えます。	対応なし	印鑑登録証明書交付一時停止及びその解除については、管理項目の異動に該当しないため、対応なし
149	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	異動事由の中に印鑑の変更（紛失や氏名等の変更によるものではない）が含まれていない。	「修正の事由」に「印鑑の変更」を追加する。	システム上の理由	印鑑紛失や氏名等の変更に伴うものではない印鑑変更の際、あてはまる事由がないため。	対応なし	対応なし。 新しい印鑑を登録する場合は、修正でなく、廃止処理をして登録することとなるため、事由として「印鑑の変更」は追加しない。
177	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	「○抹消事由」に「住民票の削除」と記載がある	「転出、死亡、住民票の職権削除」と記載を変更し、事由を分ける。	業務精度の向上	成年被後見人の異動確認事務において、転出者と死亡者で対応内容が変わるため、「住民票の削除」ではなく「転出」「死亡」「職権削除」と事由が分かれることが望まれる	対応なし	対応なし 成年被後見人の転入地市町村への通知については、住民記録システムで処理されるため、印鑑登録システムで詳細な異動事由を把握する必要はない。（住民記録システム標準仕様書9.4参照） なお、1.2.2の【考え方・理由】にて以下を追記する。 「住民記録システムの9.4成年被後見人に基づき、成年被後見人の転入地市町村への通知については、住民記録システムで処理されるため、印鑑登録システムで詳細な異動事由を把握する必要はない。」
178	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	記載なし	「○登録の事由」に「廃止同時即時登録」を追加し、機能を追加する。	業務効率の向上	柏市では、登録済の印鑑を廃止すると同時に、新たな印鑑を即時登録する機能を有している。印鑑登録証を紛失したため、現在の登録内容を廃止し、新たに印鑑登録をしたいという申請は多く、この場合、入力担当者は、廃止登録や廃止照会申請で対応している。実装されない場合、廃止と登録についてそれぞれ処理が必要となり事務が煩雑となることが見込まれることから実装を要望する	対応なし	対応なし。 画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件を妨げることはないため。
179	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	記載なし	「○登録の事由」に「廃止同時照会申請」を追加し、機能を追加する。	業務効率の向上	柏市では、登録済の印鑑を廃止すると同時に、新たな印鑑を仮登録（照会中）する機能を有している。印鑑登録証を紛失したため、現在の登録内容を廃止し、新たに印鑑登録をしたいという申請は多く、この場合、入力担当者は、廃止登録や廃止照会申請で対応している。実装されない場合、廃止と登録についてそれぞれ処理が必要となり事務が煩雑となることが見込まれる。	対応なし	対応なし。 画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件を妨げることはないため。
180	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	記載なし	【実装してもなくてもいい機能】を追加し、実装すべき機能にない事由を追加しても差し支えない旨の文言の追加	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑登録事務は条例により、運用が決定されていることから、廃止事由については、市町村の裁量において決定したい。 再交付事務は、「再登録」という項目から行っており、旧カード情報は、再交付という削除事由で削除している。国の想定では、本市における再交付事務が引き換え交付を意味している。（EX、印鑑登録証の亡失は引き換え交付となるが、本市においては再交付扱い。）柏市印鑑条例の経過措置の第3項にて引き換え交付は、現に有効な印鑑登録に限るとされており、引き換え交付の条件を広げるならば、柏市印鑑条例8条に反するため、例規の変更が必要となる。	対応なし	対応なし。 事務及びシステムの標準化の観点から、事由は揃えるべきであるため。
310	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	【考え方・理由】 登録の事由内の「抹消の取消し」は、	【考え方・理由】 登録の事由内の「異動の取消し」は、		既修正箇所との整合	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。
340	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	照会書作成の項目がない。	照会書出力と回答書受付の分類がほしい。	業務効率の向上	誤入力防止のため。	対応なし	対応なし。 画面要件に関することであるため。
452	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	「○登録の事由」として「○回答登録」と記載がある。	「○回答登録」を「○回答登録（本人）」及び「○回答登録（代理人）」に修正する。	住民サービスの向上	市民対応の中で印鑑登録の登録理由を尋ねられることがしばしばあるため。	対応なし	対応なし。 必要な場合には、メモ機能を活用されたい。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答			
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
453	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	「○修正の事由」として「個人番号カード再交付」と記載がある。	「個人番号カード再交付」を「利用者用電子証明書再交付」に修正する。	法令への対応	当該修正事由は、カード用利用者用電子証明書シリアル番号の修正を想定していると思われるが「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」では「電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。」としており、当該修正が個人番号カード再交付時とは限らないため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応を検討する。 利用者電子証明書のシリアル番号の有効期限が切れたとしても前回情報が引き継がれるため、抹消とはならないが、シリアル番号については更新されることから、「個人番号カードの再交付」を削除し、修正の事由として以下を追加する。 「カード用利用者用電子証明書の更新」
471	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	異動事由は、以下のとおり区分すること。 ○登録の事由 ○抹消の事由 ○修正の事由 ○印鑑登録証等引換交付の事由	照会書方式による登録に関する事由を追加する。 例) ○印鑑照会の事由 印鑑照会、照会の取消し	業務精度の向上	印鑑照会において、照会中および照会中の取消しにあたる事由がないため、該当する事由の追加が必要と考えます。 照会中の取消しについては、異動の取消し（増）（減）（修正）のいずれかに含めるのであれば追加は不要ですが、その旨を追記願います。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応を検討する。
473	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由		修正の事由として印鑑登録原票の再製を追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	藤沢市印鑑条例で印鑑登録原票の再製の規定があるため。	対応なし	対応なし。 印影自体がシステム管理されている以上、「再製」といった概念があり得ない（データが亡失された場合は再製不可、紙等で再登録した場合は正しくは“再製”ではない）ため、再製については削除している。
478	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	実装すべき機能抹消の事由 二重登録	二重登録を抹消の事由から削除する。	業務効率の向上	データ管理の中で実装しない機能として同一人物が2つ以上の印鑑を登録できること記載されている。それであれば二重登録は発生しないことになるので不要である。もし住民登録自体が二重登録であった場合には住民票の一方を削除することになるので住民票の削除が抹消事由となる。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
324	情報政策担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.1 入力場所・入力端末	…、印鑑登録システムを使用する場所として、本庁、支所、出張所、印鑑登録システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。	…、印鑑登録システムの使用者及びその所属を登録管理ができること。	システム上の理由	住民記録システムに準ずる。	対応なし	対応なし。 所属管理については、8.3操作権限管理にて管理する想定のため、当該機能要件項目には不要であるため。（住記側にも記載なし）
128	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	自動で連番を割り振る方法、番号を指定して手入力する方法、登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取る方法のうち…とある	カードの種別ごとに番号を把握したい。本庁、総合支所、出張所それぞれでカード番号を、カド度種別ごとに管理したい。	業務精度の向上	カードの種別ごとに番号を把握したい。本庁、総合支所、出張所それぞれでカード番号を、カド度種別ごとに管理したい。	対応なし	対応なし。 各自治体ごとの番号体系は許容されており、標準仕様書に規定の登録番号の桁数等の中であれば、支所等の区別ができるように番号を付番することは妨げられていないため。
423	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	【実装すべき機能】の「登録番号は自動で連番を割り振る」、また【考え方：理由】の「文字等によって登録等の処理を行った支所等の区別をしている市町村もあること～（略）～半角英数字も使用可とする」との記載について	登録の処理を行った支所等の区別をするため、自動連番は支所、本庁別に連番を付与される機能としたい	業務効率の向上	処理の区別をするため支所別に連番を付与されないと、連番の欠け等のチェック体制の効率性が減せられる可能性がある。	対応なし	対応なし。 各自治体ごとの番号体系は許容されており、標準仕様書に規定の登録番号の桁数等の中であれば、支所等の区別ができるように番号を付番することは妨げられていないため。 No128と同様
455	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	「登録番号の体系は、半角英数字、と記載がある。	「登録番号の体系は、半角英数字及び記号、」に修正する。	自治体個別の条例・政策などの対応	当市では、登録番号に-（ハイフン）を使用しているものがあるため。	対応なし	対応なし。 使用可能な文字・数字は必要最小限に絞り、半角英数字以外の文字は使用しないこととしているため。 また、番号体系に合わない番号については旧登録番号として管理可能である。
8	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.5. 印鑑登録証データの管理	「印鑑登録証等の券種」	適用範囲を明確にするため、「本ルール適用は新規登録に限り、既に登録済の印鑑登録証等の券種の登録は不要とする。」を追加する。	システム上の理由	適用範囲が不明瞭なため。	対応なし	登録済みの印鑑登録証の情報についても、登録する前提であるが、範囲まで明記する必要はない想定。（単なる移行データと想定され、他の項目においても特に明記していないため）
50	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	・処分情報（誤って発行した証明書を処分した場合にその旨の記録。）	【考え方・理由】へ処分情報の定義についての補足説明を記載する。	業務精度の向上	「処分情報」の項目については明確に定義されておらず、処分時の詳細を「備考」として管理を想定している解釈が良いのか、それとも「枚数」を値として管理する解釈であるのか不明瞭なため	対応なし	対応なし。 「処分情報」は誤って発行した証明書を処分した場合、当該証明書の交付履歴に処分した旨の記録をする項目であり、自由記載としているため。
51	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	・端末名	管理項目として保持する内容が異なるのであれば、【考え方・理由】へそれぞれの項目の定義または想定する管理内容について記載を行う。	業務精度の向上	交付履歴の管理項目では「端末名」である一方、異動履歴の管理項目としては「入力端末」と記載されており、両項目については明確に定義がされていないため、管理内容としては両項目ともに同一内容を保持する解釈が良いか判断できないため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
61	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理		※【実装すべき機能】に以下管理項目を追加する。 ・交付区分（本人等請求、手数料免除）	業務効率の向上	本市では証明書交付に係る手数料を定めるための日次統計をEUC機能により作成する運用を行っており、交付履歴の管理項目として、交付区分に「本人等請求」または「手数料免除」の切り分けが必要となるため。	対応なし	対応なし。 住基の対応に合わせるため。 【住民記録システム全国照会No.178】 「対応なし。 手数料の有無については交付区分に拠らないため。」
82	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	【実装してもなくても良い機能】の増設を希望する。	実装してもなくても良い機能として、「本人確認書類の選択欄」を設け、発行前に本人確認書類を選択したうえで、該当者検索画面に移れるようにする。さらに、その本人確認書類について、交付履歴に加える。	業務精度の向上	当市では、本人が来庁した場合に限り、顔写真付き身分証明書の提示があれば、登録中の印鑑登録証の発行を認めている。例外として認めている事項のため、漫然と発行がなされないようにするために追加を希望する。また、印鑑登録証による発行と判別ができるよう、その発行に用いた本人確認書類を履歴に残す機能の追加を希望する。	対応なし	対応なし。 交付時等に、本人確認方法を区別したい場合はメモ機能で代替可能と想定。 本人確認書類又は方法についてはそもそも管理していないため、交付履歴の管理としても追加しない。

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
157	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	コンビニで交付された場合も同様に管理すること。	コンビニで交付された場合も同様に管理すること。履歴データの連携項目はデジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。	システム上の理由	コンビニで交付された証明書の交付履歴を管理するためには、コンビニ交付システムから交付履歴データを受領する必要があり、統一された連携インターフェースを示すことでコンビニ交付システム事業者の変更に対応できるようになるため。	仕様書修正	ご指摘のとおり、以下を追記する 「コンビニで交付された場合も同様に管理すること。履歴データの連携項目はデジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。」	
181	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	記載なし	【実装すべき機能】に「印鑑登録番号」の追加	業務精度の向上	現在は印鑑登録番号ごとの発行履歴照会となっているが、個人単位で発行した登録証の履歴を全て確認可能となるようなシステムが必要と考える。	対応なし	対応なし 抹消後であっても、保存期間内であれば検索できるため。	
182	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	記載なし	【実装すべき機能】に交付履歴として以下の項目を追加 ・「削除サイン」 ・「公印サイン」 ・「公用サイン」	業務効率の向上	柏市では「公用」「削除」「公印」のサインを表示し、証明書の交付履歴を管理している。「公用」及び「削除」サインについては、統計、集計、監査等において非常に重要な情報となる。実装されない場合、公用にて交付したものは別途記録する必要がある。また発行履歴を削除した場合、別途記録する等の対応が必要となり、事務が非常に煩雑となる。	対応なし	対応なし。 手数料の有無については交付区分に拠らないため。	
183	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	記載なし	【実装すべき機能】に、「誤発行分を削除データとして記録すること」及び「交付履歴照会時は削除分を初期表示しないこと」を追加	業務精度の向上	削除した発行履歴については、統計、集計、監査等において非常に重要な情報となる。実装されない場合、別途記録は必要であり、発行履歴削除の際の事務が非常に煩雑と見込まれる。交付履歴照会時に削除分を初期表示しないことについては、削除データを残すことが前提の機能となるが、発行履歴情報の整理のため実装していただきたい。	対応なし	対応なし。 交付履歴データを削除できることは改ざんにつながるため、不可としている。	
371	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	【実装すべき機能】P.33 ～以下の項目を管理すること。	以下の項目を追加する。 【実装すべき機能】P.33 ～以下の項目を管理すること。 ・記載事項（性別） ・枚数	業務精度の向上	性別を記載する自治体において、申請者の申出により、性別を記載しないことができるため、性別記載の有無を管理する必要があると考えます。 また、発行枚数を管理する必要があると考えます。	仕様書修正	性別の記載有無についてはご指摘のとおりであるが、【標準オプション機能】として追加する。 なお、【考え方・理由】にも「性別を表示する自治体において、申請者の申出により、性別を表示しないことができること」を追記する。 枚数については、ご指摘のとおり、複数部交付することがあることや住基にあわせることから【実装すべき機能】に追加する。	
386	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	なし	【枚数】を追加する	業務精度の向上	考え方・理由に住基記録システムに準ずるとあり、住民記録システムの標準化仕様書には枚数の記載があるため、同様に管理できたほうがよいと考えるため。	仕様書修正	枚数については、ご指摘のとおり、複数部交付することがあることや住基にあわせることから【実装すべき機能】に追加する。	
466	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	【実装しない機能】 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。	【実装すべき機能】 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。	住民サービスの向上	誤って証明書を発行した際に、交付履歴データを削除できるようにすることによって、市民の方からの証明書発行履歴の開示請求があった場合に、対応することができるようにする。	対応なし	対応なし。 交付履歴データを削除できることは改ざんにつながるため、不可としている。	
418	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.7. 認証者	【実装しない機能】「証明書等の認証者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。」と記載がある。	【実装してもしなくても良い機能】に修正すること。	業務効率の向上	事務処理要領上、記名押印の記載はありますが、本市では事務効率と市民サービスの向上から印鑑登録証明書を発行する際は、区長氏名を省略し、職名のみを記載し、交付することとしている。そのため実装してもしなくても良い機能への修正をお願いしたい。	仕様書修正	住民記録システムにおいては、住基事務処理要領 2-4-(1)-(6)-(ウ)にて、氏名空欄を許容しない旨が記載されているが、印鑑登録システムにおいては事務処理要領上規定がないため、事務効率等を鑑み、意見に基づき対応することとした。	
221	住基担当課	第3章 機能要件	10 システム管理	10.1. データ整備	10.1.1. 住民記録システムとの整合性チェック	記載なし	【実装すべき機能】に「印影の登録がない該当一覧を出力できること」を追加	業務精度の向上	登録番号があるが、印影が入力されていない人物を抽出する機能。該当する人物についてエラーとして把握するため、実装する必要がある。特に印鑑登録原票をデータ保管とする場合に、紙媒体の保管がなくなった場合の印影登録未登録者の印影登録ができなくなってしまうため。	対応なし	対応なし。 印影は仮登録時以外は必ず登録される（空欄は許容されない）ため、印影の登録のない該当一覧自体抽出されない想定であるため。（No.209も同様）	
223	住基担当課	第3章 機能要件	10 システム管理	10.1. データ整備	10.1.2. 除票の経年抹消	【実装すべき機能】に「抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。」の記載がある。	【実装すべき機能】に「5年以内で」を削除。	自治体個別の条例・政策などの対応	柏市では抹消した日の属する年の翌年1月1日から5年間を保管期間としている。 印鑑登録事務は市町村の条例で定められている事務であることから、5年以内の期限を設けずに実装することを希望する。	仕様書修正	保存期間については条例等で定めていることであり、それぞれの実情に即した取り扱いに対応できるよう、保存期間を設定できる旨を仕様書を修正する。	
352		第3章 機能要件	10 システム管理	10.1. データ整備	10.1.2. 除票の経年抹消	指定都市においては、区ごとに出力できること。	指定都市においては、登録時の区（原票保管区）ごとに出力できること。	業務効率の向上	対象者が区間異動している場合、登録時の区で原票を保管しているため、最終住所地ではなく登録時の区で出力される必要がある。	対応なし	登録時の区で出力する場合もあれば、区間異動した後の区で出力する場合もあるため、対応なし。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
383	住基担当課	第3章 機能要件	10 システム管理	10.1. データ整備	10.1.2. 除票の経年抹消	【実装すべき機能】 P.89 抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。 【考え方・理由】 除票の保存期限は、5年以上保存している自治体も存在したが、事務処理要領に記載のとおり5年以内とする。	以下の《 》内のとおり修正願います。 【実装すべき機能】 P.89 《自治体が指定した年月日以前に抹消された除票を抽出できること。》 【考え方・理由】 《除票の保存期限は事務処理要領では5年以内としているが、実際の保存期限は各自治体の条例、規則等で定めていることを考慮し、抽出対象を任意に設定できるものとした。》	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑登録原票の除票の保存年限は、印鑑条例施行規則により、「印鑑登録を抹消した印鑑登録原票にあつては、抹消された日の属する年の翌年から5年」と定めています。 保存年限は各自治体が個別で定めていることから、任意に設定できるように考慮していただくようお願いします。	仕様書修正	保存期間については条例等で定めていることであり、それぞれの実情に即した取り扱いに対応できるよう、保存期間を設定できる旨を仕様書を修正する。	
460	住基担当課	第3章 機能要件	10 システム管理	10.1. データ整備	10.1.2. 除票の経年抹消	【実装すべき機能】で、「抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。」と記載がある。	「5年以内」を削除する。	住民サービスの向上	事務処理要領は、住民票の除票の保存年限が5年だった当時に定められたが、印鑑登録事務は自治事務であり、今後、原票の保存年限を5年以上に定める自治体が現れる可能性があることに加え、市民対応の中で（転出等により印鑑登録を抹消し再転入をした場合等）印鑑登録の抹消理由を尋ねられることがしばしばあるため。	仕様書修正	保存期間については条例等で定めていることであり、それぞれの実情に即した取り扱いに対応できるよう、保存期間を設定できる旨を仕様書を修正する。	
74	住基担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.1. 検索機能	追加	検索履歴については、他システムにおける検索履歴も表示できるようにすること。	住民サービスの向上	申請者が印鑑証明と住民票を同時に申請することは日常的によくあることである。その際に毎度検索をしては時間がかかってしまう。他システムを横断的に検索することで市民の待ち時間を短縮することができる。他のシステムがどの範囲になるかは調査結果によっても変わるので「実装してもよい機能」とすべきと考える。	対応なし	対応なし。 標準仕様書において、システムを横断した検索やシステム遷移等は規定しないため。	
184	住基担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.1. 検索機能	記載なし	【実装してもよい機能】に、「住民記録システムなど連携しているシステムと共通で検索した該当者を検索履歴として記録し、検索に使用できること」を追加	業務効率の向上	印鑑登録事務は住民記録事務と実務上大きく関わりを持つため、検索履歴を活用することで事務効率が図れるためであり、柏市の現行システムで利用できている事務であるため、機能がなくなると事務負担が増加する。	対応なし	対応なし。 標準仕様書において、システムを横断した検索やシステム遷移等は規定しないため。	
185	住基担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.1. 検索機能	記載なし	【実装すべき機能】に、「保証人による登録を行う場合、保証人の検索時には、印鑑登録番号での検索のみに絞ることを追加	業務精度の向上	保証人登録において、保証人の印鑑登録番号の提示は必須であることから、提示された印鑑番号を入力することが最も事務の効率化に繋がるため。	対応なし	対応なし。 保証人の検索を印鑑登録番号だけに限定する理由がないため。 （保証人の印鑑登録番号の検索機能は既に記載されている。）	
186	住基担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.1. 検索機能	記載なし	【実装すべき機能】に、「印鑑登録証明書の交付画面で、印鑑番号による再検索ができること」を追加	業務効率の向上	請求者が印鑑登録証を複数枚持参してくる場合もあるため、再検索機能は事務上効率的であるため。	対応なし	対応なし。 いただいているご意見は画面要件であると想定され、画面要件は標準仕様書の範囲外であるため。	
64	事業者	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.2. 検索文字入力	「氏名漢字、氏名カナ検索」の記載がある。	「氏名、氏名のフリガナ検索」と修正する。	システム上の理由	管理項目との整合性を保つため。	軽微修正	御指摘のほか、氏名のカタカナ表記や氏名（ローマ字）等についても対応する必要があるため、総称して「氏名に関する項目」と修正する。	
65	事業者	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	「氏名（漢字・アルファベット・カナを含む。）・旧氏・通称・氏名のカタカナ表記」の記載がある。	「氏名（漢字・アルファベットを含む。）・旧氏・通称・氏名のカタカナ表記」と修正する。	システム上の理由	管理項目との整合性を保つため。	軽微修正	「フリガナ」が並列で記載されているため、ご指摘どおり「カタカナ」を削除する。	
342	住基担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	現在使用している印鑑登録証をカードリーダーを通して使用可能か明記されていない。	【実装すべき機能】に、「現在使用している印鑑登録証をカードリーダーで読み取ることが可能であること。」を追加する。	業務効率の向上	現在有効な印鑑登録証を新しい印鑑登録証へ引替することは困難なため。	対応なし	対応なし。 「現在使用している印鑑登録証をカードリーダーで読み取ることが可能であること。」が前提であるため。	
354	住基担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	【実装すべき機能】登録番号、旧登録番号、氏名（漢字、アルファベット、カタカナを含む。）、旧氏、通称、「氏名のカタカナ表記」、（氏名・旧氏・通称の）フリガナ、生年月日（西暦、和暦）、性別、住所、印鑑登録状態、宛番号、世帯番号、住民種別（日本人、外国人）、抹消事由から検索できること。登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取ること対象者を検索できること。なお、読取又は手入力のいずれの場合においても、登録番号で検索する際には、数値の左側の0を埋めない場合でも検索が可能であること。 指定都市においては、行政区からも検索できるとし、操作者の所属により管轄行政区を自動判定し、検索画面の行政区を既定値として検索できること。なお、他区の設定も可能とすること。 年月日を指定して複数条件検索、項目内部分検索ができること。 異動履歴の検索については、氏名及び住所、旧氏、通称、「氏名のカタカナ表記」については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。 上記項目に関し、データ未入力項目を含めて検索できること。 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。	運用上は対象印鑑登録番号からの検索を行い、あいまい検索を利用しないと修正する	業務効率の向上	標準仕様だと発行画面へのあいまい検索が可能になる可能性がある。あいまい検索が可能になると誤交付の恐れがある。	対応なし	対応なし。 あいまい検索を利用するかどうかは各自治体の判断によるため。	
394	住基担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.2. 照会	2.2.3. 交付履歴照会	コンビニで交付された場合も同様に照会できること	コンビニで交付された場合も、即時で交付された情報が反映され、印鑑登録証明書の交付履歴が照会できること。	業務精度の向上	申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があった場合には、新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないことになっている。そのため、コンビニで交付された証明書についても即時で交付した情報連携される必要がある。	対応なし	4.1.2.1に既に記載しているため、対応なし。	
103	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	「住民記録システムの最新の抑止情報と連動した抑止が実施されること（抑止事由が「特別養子縁組」及び「氏名空欄」の場合を除く。）」と記載がある。	抑止情報を住民記録システムと連動する機能については「実装してもよい機能」とする。	業務精度の向上	例えば支援措置対象者については、住民票及び戸籍の附票については証明書発行を抑止する必要があるが、印鑑登録証明書については必ずしも抑止する必要はない。その他の抑止情報についても住民記録システムと連動させる場合はそれほど多くは考えられず、「実装してもよい機能」で十分であると考える。	対応なし	対応なし。 3.1【考え方・理由】にて「支援措置対象者に対する抑止を含む抑止措置については、印鑑登録システムにおいても実施することとする。」と、記載のとおりであり、抑止対象としている。	
158	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	抑止設定・解除は住民記録システムで対応し、住民記録システムにおいて抑止が終了した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できること。	抑止設定・解除は印鑑登録システム独自の抑止を含めて住民記録システムで対応した場合は、住民記録システムにおいて抑止が終了した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できること。	業務効率の向上	印鑑登録システムと住民記録システムは一体的に運用しているため、抑止設定は印鑑登録システム独自の設定も含めて住民記録システムで行える方がよい。	対応なし	対応なし。 一体的な運用は許容されているが、印鑑登録特有の情報は、印鑑登録システムで管理すべきであるため。	
290	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付に対しても自動連携されること。	コンビニ交付には連携しないこと。	業務精度の向上	支援措置対象者は窓口でのみ本人確認の上、印鑑証明書を発行しているため。	対応なし	対応なし。 支援措置対象者の証明書コンビニ交付を抑止するため（窓口での交付とするため）の機能であるため。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
357	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	住民記録システムの最新の抑止情報と連動した抑止が実施されること（抑止事由が「特別養子縁組」及び「氏名空欄」の場合を除く。）。	住民記録システムの最新の抑止情報と連動した抑止が実施されること（抑止事由が「特別養子縁組」、「氏名空欄」及び「支援措置対象者」の場合を除く。）。	住民サービスの向上	支援措置はDV等の被害者の住所を加害者から探索されないことを目的としており、当区では、印鑑登録証明書においては、抑止の対象外としている。申請書に記載された住所・氏名が住民登録と一致しない交付できないものであるため、一律に抑止の対象とすることは、交付の判断に時間を要し、区民サービスの低下につながる。コンビニ交付においても、例えばマイナンバーカードを加害者の住所に置いたままにしまった場合でも、マイナンバーカードを一時停止さえすればコンビニ交付を抑止することができる。	対応なし	対応なし。 3.1【考え方・理由】にて「支援措置対象者に対する抑止を含む抑止措置については、印鑑登録システムにおいても実施することとする。」と、記載のとおりであり、抑止対象としている。	
474	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	住民記録システムの最新の抑止情報と連動した抑止が実施されること	実装しない機能とする	法令への対応	印鑑証明については住基法の支援措置の対象ではなく、連動抑止とすべきではない。	対応なし	対応なし。 3.1【考え方・理由】にて「支援措置対象者に対する抑止を含む抑止措置については、印鑑登録システムにおいても実施することとする。」と、記載のとおりであり、抑止対象としている。	
477	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.2. 印鑑登録廃止不受理	-	実装しない機能 印鑑登録廃止不受理申請による抑止設定をおこなうこと。	実装する機能とする。	自治体個別の条例・政策などの対応	藤沢市印鑑登録保護要綱において、本人以外の印鑑登録の廃止申請を不可とする保護申請を定めているため。	対応なし	対応なし。 本人以外の印鑑登録の廃止申請を不可とすることは運用であり、不受理申請とは関係ないため。	
470	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3. 保証人	4.1.3.1. 保証人確認	保証人の持つ印鑑の印影照合のために、保証人確認票を出力する機能が必要となる。保証人は印鑑登録済みの住民であることが前提となっているため、保証人の検索は、2（検索・照会・操作）の機能による。	市内在住者のみではなく、市外在住者が保証人となる場合の記述を追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	市外在住の住民でも保証人として認めている自治体があるため、検索以外にも手動による保証人入力が必要があります。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 以下の文言を【考え方・理由】に追記。 ただし、住民でない保証人を許容する自治体も存在することから、手動による保証人入力は可能とする。なお、この場合の印鑑登録番号の入力については市外在住者であることがわかる任意の番号を入力する想定である。	
47	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.1. 世帯内印影表示	【実装すべき機能】 登録申請者の世帯内印影票を表示できること。必要に応じて世帯内印影票を出力できること。その際、世帯内印影には仮登録及び照会中の印影を含むこと。なお、印鑑本体から印影を読み取る等により可視台帳を作成しない場合においては、印影の読み込後、新規で仮登録する印影と、世帯内印影を画面上にて比較できること。 【考え方・理由】 可視台帳に押印された印影と、当該機能により出力した世帯内印影票の印影を目標にて比較することを想定しているが、出力した世帯内印影票を使用して比較することも可能。	フローの修正、もしくは、仕様書の見直しを回り整合性を取っていただきたい。	業務精度の向上	仕様書の4.1.1.1.は【印鑑】業務フローの即時登録（1/2）の「世帯内印影確認」に対応する内容と思わすが、フローに沿うならば、この時点では「可視台帳押印」や「印影登録」をしておらず、これから登録する印鑑と比較することができない。 システム上で登録申請者と世帯員の印影を比較確認できた方が効率的でかつ正確性が高いと考えますので、フローの修正を希望する。	仕様書修正	業務フローについて修正する。 また、【考え方・理由】においても「可視台帳に押印された印影と」を「 印鑑登録申請書に押印された登録予定の印影と 」に修正する。	
363	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.1. 世帯内印影表示	世帯内印影表示について、表示・出力される印影のサイズについて記載がない。	「世帯内印影票にある印影は原寸大とする」と記載する。	業務精度の向上	同一世帯員がサイズの異なる同一形状の印鑑で登録申請したときなどに、判別しやすくするため。また、全く同一の印影でないかどうかの判別を正確に行えるようにするため。	仕様書修正	業務上の観点から、「4.1.5.1印影読み込」以下を追記する。 【 印影は原寸大で読み込み、印影を表示する際は原寸大で表示できること。 】	
374	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.1. 世帯内印影表示	【考え方・理由】P.43 可視台帳に押印された印影と、当該機能により出力した世帯内印影票の印影を目標にて比較することを想定しているが、出力した世帯内印影票を使用して比較することも可能。	以下の {} 内のとおり修正してはいかがでしょうか。 【考え方・理由】 可視台帳に押印された印影と、当該機能により {画面に表示} した世帯内印影票の印影を目標にて比較することを想定しているが、{帳票に} 出力した世帯内印影票を使用して比較することも可能。		「出力」の用語がわかりにくいので、「画面に表示」及び「帳票に出力」のように表現した方がわかりやすいと思います。	仕様書修正	出力、表示といった使い分けについては、以下文言に統一する。 ・「出力」：紙帳票にて印刷すること。 （「出力」についてはデータにて出力する場合もあるが、その場合はデータ名を併せて記載する） ・「作成」：データとして作成すること。画面表示が前提。	
439	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.1. 世帯内印影表示	世帯内印影を画面上にて比較できること	目視の確認だけでなく、自動判別機能の追加	業務精度の向上	世帯内印影確認のため、印鑑照合システムを導入することにより、同一印のご登録防止に繋げる。	対応なし	対応なし。 システムによる印影の判別については、一致度が100%とならない限りは結局目視確認になるため、判別機能の追加は不要とした。	
39	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.1. 即時登録	-	-		「既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。」と記載があり、印鑑登録の申請があった場合に、アラートが出るものと理解しています。 例えば、旧印鑑の印鑑登録証明書を交付後、新印鑑で印鑑登録し、その時には印鑑登録証明書は交付せず、しばらくして別の窓口で印鑑登録証明書の請求があった場合や、印鑑登録後時間をおいてコンビニ交付を利用する場合等で、新印鑑の印鑑登録証明書の交付を防ぐには、証明書側の発行抑止機能が必要ではないかと考えます。 標準仕様書に準拠したシステムを導入予定のため、現在動作確認を行っておりますが、旧印鑑で印鑑登録証明書を発行後、新印鑑で印鑑登録を完了させ、印鑑登録証明書発行の画面から印鑑登録証明書を発行しようすると、アラートの表示もなく印鑑登録証明書が発行できる仕様となっております。 アラート表示について、新印鑑で印鑑登録をした時だけでなく、印鑑登録証明書を発行しようとする時にも必要な機能であると考えます。	対応なし	「『必要なアラート』について、申請時と証明書交付時どちらも必要である」という意見と認識。 そもそも旧印鑑登録証が発行された場合、新しく印鑑登録はできないことを前提としており、印鑑登録時点で回収しなければ登録できないとしているため、証明書発行時には回収済みであり、対応は不要。	
41	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.1. 即時登録	P44【考え方・理由】 「住民記録システムとは異なり、同日発行の旧印鑑での登録証明書は回収する運用とされている。」と記載がある。	「住民記録システムとは異なり、同日発行の旧印鑑での登録証明書は回収する運用としている。」と修正する。	業務精度の向上	旧印鑑との記載より旧印鑑登録情報と記載したほうが分かりやすいため。	対応なし	対応なし。 現行の表現で問題ないため。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
83	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.1. 即時登録	【考え方・理由】既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による申請があった場合、（中略）旧印鑑での印鑑登録証明書を回収しない限り、印鑑登録証明書を発行してはならない運用とすることとした。	【実装してもなくても良い機能】を設け、同日発行の旧印鑑での印鑑登録証明書を回収せずとも、新印鑑での登録ができるようにする。（同日に印影の異なる印鑑登録証明書の発行を認める。）	住民サービスの向上	印鑑証明は、実印が押印された文書に印鑑証明書を添付することにより、その文書が真正に成立していることを担保する手段として用いられていることから、同日に別の印影での登録を妨げないものとする。また、旧印鑑での印鑑証明を回収する場合は、発行履歴の取り消し等の事務が発生する。さらに、発行して証明書を確認した後、新印鑑で登録するために旧印鑑の証明書を返却することを認めると、結果として閲覧を認めることにも考えらえる。	対応なし	対応なし。 同日に2つの証明書がある場合、真正に成立した証明書情報を覆せる可能性があり、許容できないため。	
375	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.1. 即時登録	【考え方・理由】P.44 「～しかしながら、印鑑登録業務においては異動がなくとも印鑑登録情報を更新することができるため、住民記録システムとは異なり、同日発行の旧印鑑での印鑑登録証明書は回収する運用としている。」	【考え方・理由】P.44 「～しかしながら、印鑑登録証明書に表示されている印鑑が正しいことを証明する証明書にも関わらず、異なる印影の証明書が同日に複数発行されていることは証明書の役割から考えると不適切であるため、改印前の印鑑登録証明書を回収してから交付をおこなうべきとしている。」	業務精度の向上	【考え方・理由】がわかりにくいため、修正してはいかがでしょうか。（参考：第1.0版(案)意見照会#9対応方針及び東京都印鑑登録証明事務事例集）	仕様書修正	ご指摘をふまえて、以下のように修正する。（追記箇所は太字） 『しかしながら、印鑑登録業務においては 住所の異動 がなくとも印鑑登録情報を更新することができるため、住民記録システムとは異なり、同日発行の旧印鑑での印鑑登録証明書は回収する運用としている。 印鑑登録証明書に表示されている印鑑が正しいことを証明する証明書にも関わらず、異なる印影の証明書が同日に複数発行されていることは証明書の役割から考えると不適切であることも、回収する理由である。 』	
462	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.1. 即時登録	【実装すべき機能】に「既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。」と記載がある。	左記「」書きの内容を削除する。	法令への対応	印鑑登録の即日登録は可能だが、印鑑登録証明書の交付はできないため、印鑑登録の即日登録のアラートとして表示する意味だと考えるが、印鑑登録証明書交付の画面でエラー表示が必要と考える。ただ、「新しい印鑑による登録の申請日に、旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため」とする及び、「同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付はできないが、その翌日以降には交付できる」との法的根拠や基準等がないため、印鑑登録申請者に対する説明や、当該申請者の請求する・交付を受けける権限を不受理・不交付とする処分は不可能ではないか。「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律－第8条」の「地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない」を根拠とした場合、印鑑登録標準システムから印鑑登録証明書を出力できないが、当該システムを使用せず紙媒体で自治体で作成した印鑑登録証明書を交付できるとの意見が生じる可能性がある。印鑑登録証明書の交付については各自治体の条例等を根拠としており、行政手続法第3条第3項では、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）や地方公共団体の機関に対する届出（前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）について、同法第46条により行政手続法に係る条例が規定されている。印鑑登録標準システムで出力した又は、当該システムを使用せず紙媒体で作成した印鑑登録証明書のどちらであっても、印鑑登録証明書そのものを交付する・交付しないの処分の根拠は各自治体の印鑑登録に係る条例等であり、システム標準仕様書で「印鑑登録証明書を交付できない」とするならば、交付できないとする処分について各自治体の印鑑登録に係る条例等に規定する必要があると考える。以上のことから、【実装すべき機能】の「既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合には申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コン	仕様書修正	ご指摘をふまえて、以下のように修正する。（追記箇所は太字） 『しかしながら、印鑑登録業務においては 住所の異動 がなくとも印鑑登録情報を更新することができるため、住民記録システムとは異なり、同日発行の旧印鑑での印鑑登録証明書は回収する運用としている。 印鑑登録証明書に表示されている印鑑が正しいことを証明する証明書にも関わらず、異なる印影の証明書が同日に複数発行されていることは証明書の役割から考えると不適切であることも、回収する理由である。 』	
292	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3. 保証人	4.1.3.1. 保証人確認	本人確認書類を所持していない者でも印鑑登録を可能とする機能である。	少なくとも健康保険証で本人確認をし、保証人による登録を可能とする。	業務精度の向上	なりすまし防止のため。	対応なし	対応なし。 保証人の本人確認方法は各自治体の運用に拠るところであり、システムとして管理は不要。	
343	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3. 保証人	4.1.3.1. 保証人確認	「異動事由を「保証人登録」とし」とあるが、1.2.2に【実装してもなくても良い機能】として明記されていない。	p 28の1.2.2に保証人方式を追加。	業務効率の向上	保証人方式を採用しているため。	仕様書修正	ご指摘に基づき、1.2.2異動事由に【標準オプション機能】として「保証人登録」を追記する。	
293	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.1. 照会中	【実装しない機能】印影無しで照会中での登録ができること。	【実装してもなくてもよい機能】印影無しで照会中での登録ができること。	住民サービスの向上	サービスセンターで登録すると本庁とはFAXでのやり取りとなり、印影が不鮮明になるため、印影なしでも照会書を送付できるようにされた。	対応なし	対応なし。 空欄を許容しない理由として、1回目代理人が来庁した際に押印された印影と回答書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要があるため。	
66	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	「デフォルトの設定は、回答期限は自治体ごとに設定された日数とし、」の記載がある。	「回答期限は、デフォルトの設定を自治体ごとに設定された日数とし、」と修正する。	システム上の理由	他項目との記載内容と統一するため。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
151	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	「回答期限が閉庁日の場合は翌開庁日とすること。」と記載がある。	「回答期限が閉庁日の場合は翌開庁日とし、本庁と各支所で異なる閉庁日を設定することができる。」に修正する。	業務精度の向上	各支所で閉庁日が異なるため。	対応なし	対応なし。 回答期限は自治体の任意で定められるため、閉庁日は一律でよい。	
294	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	デフォルトの設定を住民票上の住所とし、申出により住所を修正できること。	住所を修正しない。	業務精度の向上	なりすまし防止のため。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり、原則は住民票のとおりとするが、入院等により送付先が変わる可能性もあるため本人の申出により住所を修正できることとしている。	
332	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	（質問事項のため未記載）	（質問事項のため未記載）	業務精度の向上	【実装すべき機能】に「再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること。」とありますが、諸元表に記載がありません。「再発行」である旨を表示できれば特に規定はないでしょうか。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載されている以下のような事象も考えられるため。 「ただし、入院等の理由で代理人から申出があった際、手紙や電話等でその事実が確認できた場合には住民票上以外の住所への送付も許容するため、修正ができることとした。」	
364	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	「照会書の送付先は、デフォルトの設定を住民票上の住所とし、申出により住所を修正できること。」と記載がある。	「照会書の送付先は住民票上の住所とする。」に修正する。	住民サービスの向上	住民票上の住所に照会書を送付し、それを持参することを以て本人確認としても関わらず、別住所に送付することは虚偽申請等につながる可能性があり、適切でないため。特段の事情があるとしても、別住所への送付が可能であるとの誤解を招く可能性があり、機能として持つ必要はないため。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり、原則は住民票のとおりとするが、入院等により送付先が変わる可能性もあるため本人の申出により住所を修正できることとしている。	

No	意見詳細						回答				
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
							区分	理由			
396	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	文書による照会を行う場合、印鑑の登録に関する照会書を出力できること。	文書による照会を行う場合、印鑑の登録に関する照会書を自動で出力できること。「自動」という言葉を追加する	住民サービスの向上	文書による照会を行う場合は、本人に必ず照会書を送付する。また窓口では案内の最後に、出力された照会書を提示しながら、記載してもらった部分の説明をしている。そのため、処理の一連の流れとして自動で照会書が出力されることが望ましいと考える。	対応なし	画面操作（登録ボタン押下で出力、登録後印刷ボタン押下で出力等。）までは標準仕様書では規定しないため、対応しない。
456	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	仕様書には記載無し	【実装してもなくても良い機能】に「照会番号の最初の番号を任意に設定できるものとする。」を加える。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、照会書に発送番号を付番しているが、他の発送書類と区別するために6000番台の通し番号を使用しているため。	対応なし	対応なし。各自治体ごとに照会番号の体系を任意で設定できることが許容されているため。
53	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.3. 照会状況管理	回答期限年月日を修正できること。	【実装してもなくても良い機能】回答期限年月日を修正できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市印鑑条例では回答期限を照会の日から起算して1月として規定している一方、回答期限の修正については規定していないため、オプション機能の扱いとして頂きたい。	対応なし	機能の利用については自治体の判断のため対応なし。
187	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.3. 照会状況管理	【実装すべき機能】のうち「検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日を修正できること。」と記載がある。	【検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日、照会場所を確認できること。】に修正	業務効率の向上	本市では、印鑑登録ができる場所が13か所あり、印鑑登録は照会申請を行った場所に行き行うこととしていることから、照会場所も検索項目として加えられると、より効率的に管理ができるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
188	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.5. 期限切れによる照会中の取消し	【実装すべき機能】のうち、「予約実行で毎日自動的に回答期限切れの照会中状態の印鑑登録を取消しできること。」と記載がある。	左記文言のあとに「ただし、取消しは手動で対応することも差し支えない。」又は「ただし、やむを得ない理由により期間を延長することとした場合は、取消後でも照会中状態に戻すことができること。」を追加	自治体個別の条例・政策などの対応	やむを得ない理由により、期間を延長することが本市印鑑条例規則により定められていることから、本人が来庁できなかったときに対応できるように自動ではなく、手動にしたい。もしくは、自動でもいいが復活させられるような機能を追加する必要がある。なお、そもそも当該機能は手動でもできることは想定範囲内か教示願います。	対応なし	対応なし。ご指摘の点については予約実行しなければ対応できるものと認識。
67	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	「照会中の印鑑登録原票の内容を本登録に移行して印鑑を登録できること。」の記載がある。	「照会中の印鑑登録原票を印鑑登録状態を「登録」として登録できること。」と修正する。	システム上の理由	照会中は仮登録であると誤解を招くため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応を検討する。
68	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	「既に～必要なアラートを表示できること。」の記載がある。	削除する。	システム上の理由	郵送での照会のため、抹消と当日に回答があるのはあり得ないため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
84	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	4.1.4.6回答登録にて左記の事項を記載してあると、回答書持参時における登録事務についての内容と誤認しかねないため、照会申請と回答登録に係る事項を明確にしたい。	業務精度の向上	申請時点のことなのか、回答登録を行う段階での話なのか判断しませんが、回答登録時点のことについての説明である場合、次のように考える。 亡失届や廃止申請書を出したうえで、新しい印鑑での印鑑登録申請を行うため、照会に伴う仮登録を行う時点で旧印鑑の登録は既に廃止されているべきであることから、回答登録を行う時点で、旧印鑑での印鑑登録証明書の交付については、想定されないものであるべき	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
85	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	【実装してもなくても良い機能】を設け、同日発行の旧印鑑での印鑑登録証明書を回収せずとも、新印鑑での申請（照会）ができるようにする。（同日に印影の異なる印鑑登録証明書の発行を認める。）	住民サービスの向上	申請時点のことなのか、回答登録を行う段階での話なのか判断しませんが、申請時点のことについての説明である場合、次のように考える。 印鑑証明は、実印が押印された文書に印鑑証明書を添付することにより、その文書が真正に成立していることを担保する手段として用いられていることから、同日に別の印影での登録を妨げないものとする。また、旧印鑑での印鑑証明を回収する場合は、発行履歴の取り消し等の事務が発生する。さらに、発行して証明書を確認した後、新印鑑で登録するために旧印鑑の証明書を返却することを認めると、結果として閲覧を認めることにも考えらえる。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
189	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	記載なし	回答者、回答場所の登録ができる		照会申請の回答者や回答場所について登録できない場合、庁内で申請について確認したい場合、受け付けた部署の特定が難しくなるため、実装を要望したい。印鑑登録標準仕様書1.2.1【異動履歴の管理】によると、回答登録を入力した場所の入力は可能【DSK確認】	対応なし	対応なし。回答者は申請者本人であり、回答場所は入力場所として管理できる。
190	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	記載なし	【実装すべき機能】に「照会中の申請場所でのみ回答登録ができること。」を追加	業務精度の向上	アラート機能において、照会をおこなった申請地と回答登録の場所が異なる場合、注意表示ができていないことから、標準仕様書においても、申請場所と回答場所を同一とすることはある程度原則であることとされているように考える。そのことから、当該機能は実装されることで、誤登録を防止できるため。	対応なし	回答書の持参場所を申請窓口に限定することは運用上問題となるため、アラートとしている。
295	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	機能として盛り込まないこととした。	本人確認通知機能を盛り込む。	業務精度の向上	なりすまし防止のため。	対応なし	対応なし。照会回答登録の制度で本人確認ができていないため。
388	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	左記の文章を削除	業務精度の向上	回答登録時点では、旧印鑑での印鑑登録証明書の交付と新しい印鑑での印鑑登録証明書の交付が同時に発生することは考えにくい。アラート表示は不要と考える。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
27		第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込	記載なし		業務精度の向上	印影の読み取りを行うスキャナーについては、鮮明に読み取ることができない機器の選定をお願いします。	対応なし	対応なし。解像度など、スキャン時において必要な要件は本仕様書に記載済みであるため、具体的な機器の選定までは本仕様書の対象外。
42	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込	P48【実装すべき機能】「読み取った印影はBMP形式又はBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。いずれであっても、BMP形式におけるバイナリ構造を保持できること。」と記載がある。	「読み取った印影はBMP形式又はBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。いずれであっても、BMP形式におけるバイナリ構造を保持又は変換できること。」と修正する。	システム上の理由	「BMP形式又はBMP形式に可逆変換できること」と記載されているので「保持できること」と記載されると内容が一致していないため。	仕様書修正	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する 「読み取った印影はBMP形式で保持できること又はBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。いずれであっても、BMP形式におけるバイナリ構造を保持できること。」
54	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込	全般	※修正なし	システム上の理由	機器調達予算の見積りに当たり、印鑑本体からの直接読み取り機能も含めた、本要件を満たす想定される具体的な製品名について参考情報として提供をお願いしたいため。	対応なし	対応なし。（そもそも「標準オプション機能でない。」） 4.1.5.1印影読込の【考え方・理由】にて以下のように記載しているため。 「印影の周辺の汚れ（黒点）を削除できることも検討されたが、印影の改ざんの境目を明確にできないことから盛り込まないこととした。」
120	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込	P48【実装すべき機能】「読み取った印影はBMP形式又はBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。いずれであっても、BMP形式におけるバイナリ構造を保持できること。」と記載がある。	「読み取った印影はBMP形式又はBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。いずれであっても、BMP形式におけるバイナリ構造を保持又は変換できること。」と修正する。	システム上の理由	「BMP形式又はBMP形式に可逆変換できること」と記載されているので「保持できること」と記載されると内容が一致していないため。	対応なし	対応なし。エラー機能としてすでに記載があるため。 9.1.エラー・アラート項目 「読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より大きい場合」 「読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より小さい場合」

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
146	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込		【実装すべき機能】に追加（実装しなくてもよい機能から変更） 印影の周辺の汚れ（黒点）を削除できること。	業務効率の向上	可視台帳の紙質にもよるが、濃度調整時に濃くなる場合は、印影外の汚れ（黒点）が映り込むことが非常に多い。消しゴム機能があれば容易に解決できることだと感じる。 また、消しゴム機能が無いとなると、何度も押し直しが発生し、スキャナと窓口対応を何度も繰り返すこととなり、職員側も住民側にも負担がかかる。	対応なし	対応なし。 （そもそも「標準オプション機能でない。」） 4.1.5.1印影読込の【考え方・理由】にて以下のように記載しているため。 「印影の周辺の汚れ（黒点）を削除できることも検討されたが、印影の改ざんとの境目を明確にできないことから盛り込まないこととした。」	
154	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込	【実装すべき機能】 「印影はスキャナで読み取り登録できること。又は、印鑑本体から直接読み取り登録できること。」と記載がある。	登録可能な印影サイズ（最小、最大）を明示し、システムによるチェック機能の必要可否を記載願いたい。（「考え方・理由」についても記載願います。）	業務効率の向上	ツリー図内に「（工）印影審査」は人が行う作業として記載がありますが、各自治体様の印鑑登録事務処理要領には登録可能な印影サイズが定められており、システムでチェックしている自治体様もいらっしゃいます。標準システムでの取り扱い方針を伺いたいです。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 エラー機能を実行するための閾値の設定は機能要件に記載したほうがいいため、以下のように追記する。 「読み込み印影の選択枠幅又は選択枠高さの閾値を設定できること」	
155	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込	【実装すべき機能】 「印影の解像度は600dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取った印影については、そのままの解像度で差し支えない取扱いとす。」と記載がある。	【実装すべき機能】 「印影の解像度は600dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取った印影についてもそのままの解像度で支障なく取扱いとできることとする。」に修正する。	業務精度の向上	標準準拠システムでは複数の解像度の取り扱いが可能となるようにシステムを構築する必要があるが、現在の記述では何れにしても複数の解像度の印影データの取り扱いが可能であると誤解する記載となっている。	対応なし	対応なし。 読み取った解像度そのまま取り扱うことは【考え方・理由】に記載されているため。	
344	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込	登録する印影が登録可能なサイズかどうか確認できない。	登録する印影が登録可能なサイズかどうか確認できる。	業務効率の向上	目視では確認が難しい印影のサイズをデータ上で確認し、誤登録防止のため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
345	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読込	職権での印影再登録の記載がない。	職権で印影再登録ができる。	業務精度の向上	印影の読み取りに不備等あったにも関わらずそのまま登録してしまったとき、職権で印影を登録しなおすため。	対応なし	当該意見内容について、審査・決裁機能があるため、想定されないケースと思われる。また、本登録しない限り修正は可能であるから、当該規定は不要と想定。その上で、印影の改ざんとの境目を明確にできないため対応なし。	
325	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.2. 印影登録	「4.1.5.1（印影読込）で読み込んだ印影を印鑑登録できること。」と記載がある。	「4.1.5.1（印影読込）で読み込んだ印影を印鑑登録できること。また、読み込み済みの印影を4.1.5.1（印影読込）で読み込んだ印影から再度修正ができること。」に修正する。	業務精度の向上	システム上で印影を確認した後に、帳票出力し確認すると、汚れや印影の取り込み具合で再度修正が必要ことがある（システム上では確認できないが帳票で確認すると、修正を要する場合がある）ため、印影の修正が可能となるようにしていただきたい。	対応なし	対応なし。 本登録しない限り修正は可能であるから、当該規定は不要と想定。	
86	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.1. 職権抹消	【考え方・理由】（前略）既に印鑑の登録を受けている者が意思能力を有しない者であることを知った場合は（後略）。	「意思能力を有しない者」を「成年被後見人」に修正する。	法令への対応	令和元年12月12日通知には「既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には」との記載であり、印鑑登録事務においては、「意思能力を有しない者」＝「成年被後見人」ではない。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 【考え方・理由】の記載については以下のとおり修正する 「例えば、令和元年12月12日通知において、問2回答に「既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消した上で、そのものに対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続きについて案内することが適当である。」とされている。」	
194	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.1. 職権抹消	記載なし	【実装しなくてもよい機能】として「廃止の登録後に、抹消事由から判断して印鑑抹消通知を自動で印刷することができる」を追加	自治体個別の条例・政策などの対応	柏市印鑑条例第14条第2項において、同条第1項第2号から第4号及び第6号により印鑑の登録を抹消した場合、当該登録者にその旨を通知することが定められている。柏市の場合、抹消事由によっては必ず通知を送付するため、通知漏れ等を防ぐため当該機能が必要である	対応なし	職権抹消以外で抹消通知を出力しなければならない場面が想定されないため、対応なし。	
195	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.2. 住民記録連動抹消	【実装すべき機能】のうち、「照会中の登録申請者の住民票に上記の異動が発生した場合は、住民記録システムと連動し、自動的に当該申請が取り消されること。」の記載がある。	左記文言の「自動的に当該申請が取り消されること」を削除し、「住民記録システム上で印鑑登録申請の取消の事実が分かるようにアラートの実装を行う」に変更がある。	住民サービスの向上	印鑑登録システム上で自動で取り消されると実務上気づかず、窓口トラブルにつながるため、住民記録システム上で取消の事実がわかるように機能を付ける必要があると考える。	対応なし	対応なし。 当該記載は住民票の削除が発生した際のものであるため、当然のこととして自動で取り消されることになっている。	
417	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.2. 住民記録連動抹消	【実装しなくてもよい機能】 指定都市の行政区間異動（区間転入）の場合は登録を抹消せず、転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用できること。	【実装すべき機能】に変更する。	住民サービスの向上	区間異動時に登録を抹消している指定都市はないと思われるため。（全指定都市の調査は実施していないところ）	対応なし	対応なし 指定都市特有の要件であるため、標準オプション機能としている。	
457	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.2. 住民記録連動抹消	【実装すべき機能】に「住民票の削除が発生した場合」と記載がある。	「住民票の削除が発生した場合」を「住民票の削除が発生した場合（住民基本台帳法施行令第8条の2の規定により削除された場合を除く）」に修正する。	法令への対応	自治省行政局振興課長からの通知「印鑑の登録及び証明に関する事務について」第5-3-(1)において、「印鑑登録のまつ消」の対象として「外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）」とされているため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
125	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.3. 抹消通知	「～印字できること。」と記載がある。	「～印字できること。」と記載がある。この後に、「なお、成年被後見人の取り扱いについては、4.3.2. 住民記録連動修正を参照のこと。」と追記する。	業務精度の向上	抹消通知の項目で、成年被後見人の取り扱いについて記載が必要のため。	仕様書修正	既に印鑑登録を受けている者が成年被後見人であることを知った場合には、抹消通知が必要であるため、ご意見に基づき対応する。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
376	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.3. 抹消通知	【実装すべき機能】P.51 4.2.1（職権抹消）による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の削除を除く事由による登録の抹消及び4.4.1.1（廃止の申請）又は4.4.1.2（印鑑又は印鑑登録証等の亡失）において届出の際に本人確認が十分にできなかった場合又は代理人が届出をした場合については、印鑑の登録を受けている者宛ての印鑑登録抹消通知書の出力ができること。	以下の《 》内の文言に修正してはどうか。 【実装すべき機能】P.51 4.2.1（職権抹消）による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の削除を除く事由による登録の抹消《 》においては、抹消の事実を本人が了知しているとは限らないため、《 》印鑑の登録を受けている者宛ての印鑑登録抹消通知書の出力ができること。	業務精度の向上	印鑑登録を職権抹消した際の本人宛て通知については、印鑑登録事務処理要領第5-3-(1)及び窓口事務質疑応答集（市町村自治研究会／編集）P.1714により、住民票の削除を除く職権抹消の際は本人が了知しないことから通知するものとされています。 一方、本人確認が十分にできなかった場合又は代理人が届出した場合においては本人宛て通知の取り扱いが明記されていないと認識しています。この場合も通知が必要であれば、その取り扱いをご教示くださるようお願いします。また、この場合の通知が必要とされれば、左記のとおり修正してはどうかでしょうか。	対応なし	対応なし。 昨年度の意見照会（#910）にて、御指摘の部分に係る場合を追加してほしいという意見があり、抹消通知を送付する理由があるものとして追加した項目であるため。	
43	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.1. 職権修正	P51【考え方・理由】「登録番号を含めた住民データの修正を可能とした。」と記載がある。	「登録番号を含めた住民記録で管理している項目以外の印鑑登録情報データの修正を可能とした。」と修正する。	業務精度の向上	住民記録で管理している項目は、住民記録連動修正の機能で対応されるべきである。住民記録と印鑑登録で管理している情報で不整合が生じないようにする必要があるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
196	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.1. 職権修正	記載なし	【実装すべき機能】に「印影の修正（再読み取り）ができる」を追加	業務効率の向上	読み込みに失敗する可能性もあり、一から打ち直すのは非効率のため、実装すべき機能として必要である。	対応なし	当該意見内容について、審査・決裁機能があるため、想定されないケースと思われる。また、本登録しない限り修正は可能であるから、当該規定は不要と想定。その上で、印影の改ざんとの境目を明確にできないため対応なし。	
358	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.1. 職権修正	【実装しない機能】印鑑登録証明書の交付の際に、印鑑登録原票に記載されている通称及び住所の記載中の方書を削除できること。	「住所の記載中の方書」の文言を削除	住民サービスの向上	施設等に住民登録がある場合は方書を非表示にした印鑑登録証明書の一覧があると考えられるため。（現在当区では、方書を非表示にした印鑑登録証明書を交付することも可能な仕様としています。）	対応なし	対応なし。 方書も住所の一部である。また、印鑑登録証明書は他の提出資料と一緒に提出することが想定され、印鑑登録証明書のみ方書が省略されているのは許容されない。	
437	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.1. 職権修正	登録者の届出を受けて職権修正する場合は、印影を除く、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の修正ができること。	印鑑登録システムで管理するデータのうち、住民記録システムが有するデータについては、住民異動が発生したタイミングで住民記録連動により自動で修正されること。	業務効率の向上	住民異動を行った後に住民記録システムのデータを参照し住所等の修正を行うことは、業務効率が良いだけでなく、修正漏れにより誤った証明書等が交付される等の懸念があるため。	対応なし	対応なし。 住民記録連動により修正することは4.3.2に示しているとおりであり、また、一部の変更については、職権修正または職権抹消と対応が変わるため手動となり、一律自動修正とはできない想定。	
161	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正	氏名変更、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、氏名のカタカナ表記の変更、氏名のカタカナ表記の削除及び成年被後見人に該当した場合には、住民記録システムと連動し、エラーとしてその旨を表示すること。	氏名変更、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、氏名のカタカナ表記の変更、氏名のカタカナ表記の削除及び成年被後見人に該当した場合には、住民記録システムから連動してデータを修正・削除できること。	業務効率の向上	住民記録システムとの連動を前提にしているのであれば、印鑑登録システムが個別で修正できる必要はないため。	対応なし	対応なし。 住民記録連動により修正することは4.3.2に示しているとおりであり、また、一部の変更については、職権修正または職権抹消と対応が変わるため手動となり、一律自動修正とはできない想定。	
197	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正	記載なし	【実装すべき機能】として「氏名の変更有無を判断するために「氏名変更確認票」の出力ができる」を追加	自治体個別の条例・政策などの対応	異動処理の際、印鑑登録抹消が必要と判断するために確認している帳票であり、印鑑登録の文字は住民記録上の氏名によるもののため、抹消の必要性を確認することは極めて重要であり、かつ効率的に事務を運用するために必要な機能である。	対応なし	対応なし 対象者一覧等を確認し異動処理を実施する想定であるため、別途の確認票の出力は不要。	
198	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正	【実装すべき機能】のうち、「登録を受けている印影に影響がない場合は、印鑑登録の職権修正ができること。修正後、印鑑登録原票確認票が出力できること。」	左記文言のうち「登録を受けている印影に影響がない場合は、印鑑登録の職権修正ができること。」を削除。 「住民記録システムとの連携による印鑑登録の情報を自動で修正する」に変更	業務精度の向上	住民記録システムとの連携による印鑑登録の情報を自動で修正できることとする。印鑑登録の制度は住民基本台帳に基づき対応するものであり、印鑑登録情報と住民記録情報の共通情報は一致するものである。よって、住民記録情報を自動で反映させ、修正漏れのリスクや修正作業を発生させない機能が必要である。	対応なし	対応なし。 住民記録連動により修正することは4.3.2に示しているとおりであり、また、一部の変更については、職権修正または職権抹消と対応が変わるため手動となり、一律自動修正とはできない想定。	
199	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正	【実装すべき機能】に「住民記録システムとの連動は、デジタル庁を中心に検討することとされたデータ要件・連携要件に対応し、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管理することで、30.1（データ構造）に規定する最新データの保持を実現できること。」	左記文言のあとに、「住民記録システムとの連携による印鑑登録の情報を自動で修正できる機能を実装しても差し支えない」を追加	業務精度の向上	印鑑登録の制度は住民基本台帳に基づき対応するものであり、印鑑登録情報と住民記録情報の共通情報は一致するものである。よって、住民記録情報を自動で反映させ、修正漏れのリスクや修正作業を発生させない機能が必要である。また、当該機能はすでに柏市では実装されている機能であり、業務負担を増加させることとなる。	対応なし	対応なし。 住民記録連動により修正することは4.3.2に示しているとおりであり、また、一部の変更については、職権修正または職権抹消と対応が変わるため手動となり、一律自動修正とはできない想定。	
366	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正	なし	職権抹消をした際、抹消事由が印字された抹消通知が発行できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	当区の印鑑条例にて、氏名等が修正になったことにより印鑑の登録を抹消した場合、区長は印鑑の登録を受けている者にこのことを通知しなければならないとしているため。	対応なし	既存の記載にて職権抹消をした際抹消通知を出力することは自明であるため、対応なし。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
150	情報政策担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正	「宛先は異動前住所・届出人本人とすること。」と記載がある。誤記があった場合、職権修正として、印影を除く、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の修正ができること。」と記載がある。	修正内容に廃止関連項目を追加する。	法令への対応	印鑑登録廃止後、廃止関連項目の誤記修正を行う場合があるが、機能要件記載の「1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）」に廃止関連項目の記載がないため、必ず実装されるよう明記いただきたい。	対応なし	対応なし。 住民に提示する内容ではないため。誤記が判明した場合にはメモ機能で代替可能と想定。	
200	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正	【実装すべき機能】に「誤記があった異動の履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。」の記載がある。また、【実装しない機能】に「異動履歴を残さない上書き修正ができること」の記載がある。	【実装しない機能】を削除し、【実装すべき機能】の左記文言を「誤記があった異動の履歴は上書き修正を可能とすること。」に変更	業務精度の向上	項番 4.3.2の実装すべき項目の二つ目にあるように住民記録システムとの連携による印鑑登録の情報を自動で修正できるとし、単純な誤記の記録を残すことで情報量が複雑化し、わかりにくくなることから印鑑システムにおいて上書き修正ができる機能が必要である。	対応なし	対応なし。 住民記録システムと同様に、履歴は持つ考えであるため。履歴をもつ理由については住民記録システム標準仕様書の4.2.3.3の【考え方・理由】を参照されたい。	
201	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正	記載なし	【実装すべき機能】に、「誤記があった登録を削除できる」を追加	住民サービスの向上	仮に、印鑑の誤登録があった場合に、当該機能が無いと、誤登録した印鑑登録証が使えなくなってしまう恐れがあり、市民サービスの低下となるとともに、柏市では磁気印鑑登録証を採用しているため、誤登録により使えなくなってしまう印鑑登録証を廃棄せざるを得なくなってしまうため、当該機能は必要である。	対応なし	対応なし。 二重登録のリスクを軽減することから、誤登録された印鑑登録番号は再利用しない想定。そのため、誤登録の削除は要件化しない。	
247		第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正	【実装しない機能】「異動履歴を残さない上書き修正ができること。」	【実装すべき機能】に、「異動履歴を残さない上書き修正ができること。」を記載	業務精度の向上	自治体側の誤入力を含め、異動履歴を残して上書き修正すると、異動の履歴に不必要な情報が多く残ることとなり、必要な情報の確認に時間がかかることや、ミスが生じることが考えられる。そのため、異動履歴を残さない上書き修正の機能を実装できることを要望す	対応なし	対応なし。 住民記録システムと同様に、履歴は持つ考えであるため。履歴をもつ理由については住民記録システム標準仕様書の4.2.3.3の【考え方・理由】を参照されたい。	
389	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正	誤記があった場合、職権修正として、印影を除く、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の修正ができること。	「印影を除く」と「印影を含む」に修正する。	業務精度の向上	仮登録後に、審査して決裁する流れであっても、印影の読み込みミスがあり、印影に不要な枠が紛れたまま本登録といったことも考えられる。そのため、誤記修正では印影も含む修正が行える必要がある。4.1.5.2の印影登録は即時登録や回答登録の流れの中での機能であるため、そこで修正できる想定であってもミスを補えない。そのため、本機能（誤記修正）で印影を含めた修正が必要である。	対応なし	当該意見内容について、審査・決裁機能があるため、想定されないケースと思われる。また、本登録しない限り修正は可能であるから、当該規定は不要と想定。その上で、印影の改ざんとの境目を明確にできないため対応なし。	
141	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1. 廃止の申請		【実装してもしなくても良い機能】に「印鑑の廃止に関する照会書発行」を追加する	住民サービスの向上	廃止の申請時にも照会書を発行し、回答をもって廃止処理を行っているため。	対応なし	対応なし。 抹消通知を発行しているため、事前の照会は必要ないと考えられる。	
192	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.1. 廃止の申請	記載なし	【実装してもしなくても良い機能】として「廃止の登録後に、抹消事由から判断して印鑑抹消通知を自動で印刷することができる」を追加	自治体個別の条例・政策などの対応	柏市印鑑条例第14条第2項において、同条第1項第2号から第4号及び第6号により印鑑の登録を抹消した場合、当該登録者にその旨を通知することが定められている。柏市の場合、抹消事由によっては必ず通知を送付するため、通知漏れ等を防ぐため廃止登録後に自動で当該通知が出力できる機能が必要である	対応なし	対応なし。 画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件であり、本仕様書の対象外。	
350		第3章 機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.1. 廃止の申請	登録申請者又はその代理人からの廃止の申請を受けて、当該申請に係る印鑑の登録を抹消できること。	登録申請者又はその代理人からの廃止の申請を受けて、当該申請に係る印鑑の登録を抹消できること。また、抹消の処理に引き続いて一体的に印鑑登録の処理を行うことが文中の「職権」を削除する。	業務効率の向上	廃止の申請や亡失の届出による印鑑登録の抹消については、抹消後にその場で新たな印鑑登録を行うケースがほとんどであるため、業務効率向上のため一体的に処理（抹消と登録を一括で仮登録）できる機能が必要である。	対応なし	対応なし。 画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件を妨げることはないため。	
87	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.2. 印鑑又は印鑑登録証等の亡失	印鑑登録証の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を職権で抹消できること。	印鑑登録証の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を職権で抹消できること。また、抹消の処理に引き続いて一体的に「職権」を削除する。	法令への対応	印鑑の廃止の申請や印鑑登録証の亡失の届出がある場合の抹消処理は、申請や届出により処理されるものであり、職権で行うものではないため。 ※印鑑登録証明事務処理要領 第5-3（2）においても、職権で削除する旨の記載はない。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
351		第3章 機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.2. 印鑑又は印鑑登録証等の亡失	印鑑登録証の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を職権で抹消できること。	印鑑登録証の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を職権で抹消できること。また、抹消の処理に引き続いて一体的に「職権」を削除する。	業務効率の向上	同上	対応なし	対応なし。 画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件を妨げることはないため。	
475	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.2. 印鑑又は印鑑登録証等の亡失	印鑑登録証の亡失の届出を受けて、	印鑑又は印鑑登録証の亡失の届出を受けて、	業務精度の向上	4.4.1.2印鑑又は印鑑登録証等の亡失と記載されているが、実装すべき機能として印鑑の亡失が記載されていない。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
24	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.3. 印鑑登録原票（除票）確認票出力	「印鑑登録の抹消後、抹消年月日と抹消事由が記載された。」と記載がある。	「抹消年月日（異動日もしくは処理日の大きい方）」を追記する。	業務効率の向上	抹消年月日についての記載が初めて出てくるので、住民票が削除された場合の印鑑登録抹消日を明確した方が良いのでは。	対応なし	対応なし。 抹消年月日は処理日ではなく異動日であるため。	
349		第3章 機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.3. 印鑑登録原票（除票）確認票出力	印鑑登録の抹消の後、抹消年月日と抹消事由が記載された、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。	印鑑登録の抹消の後、抹消年月日と抹消事由が記載された、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。また、指定した期間に抹消した対象者のリストが出力できること。指定都市においては、印鑑登録原票（除票）確認票及び抹消した対象者のリストについて、登録時の区（原票保管区）で出力されること。	業務効率の向上	印鑑登録原票について紙管理を前提とした場合、個人ごとの確認票に加えて対象者リストがないと原票管理の業務効率性が下がるため。また、対象者が区間異動している場合、登録時の区で原票を保管しているため、最終住所地ではなく登録時の区で出力される必要がある。	対応なし	対応なし。 紙台帳管理のための機能であり、またEUC機能で対応可能と想定されることから、標準仕様書としては不要。	
365	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.4.2. 電子申請	-	「『公的個人認証サービス』を用いた印鑑登録廃止の電子申請に対応していること。」と記載がある。	【職員の手を介さずに廃止が電子申請から印鑑登録システムに反映される場合】「該当者のリストを作成できること。」と記載する。	業務精度の向上	仕様書上では、電子申請による廃止申請が職員の手を介さずに印鑑登録システムに反映されるのか、申請があったものを職員が印鑑登録システムに入力して反映させるのか、どのような想定での記載なのか不明のため、詳しい記載がほしい。前者であれば、申請を管理するために該当者のリストを作成できる必要があるのではないか。	対応なし	対応なし。 抹消においても審査・決裁が必要であることから、職員の手を介さない自動での削除は想定していない。	
44	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.5. 異動の取消	-	P54【実装すべき機能】「取消の対象となる異動処理を異動履歴データから現年分について選択できること。」と記載がある。	「取消の対象となる異動処理を異動履歴データから現年分について選択できること。」と修正する。	業務効率の向上	取消の対象となる異動処理を異動履歴データから選択可能にする場合も期間などの制限の記載がないと過去の古い履歴も変更対象になるため。（誤操作で選択されるのを防止する）	対応なし	対応なし。 過去の古い履歴の変更に必要なため。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
49	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.5. 異動の取消	-	異動の取消機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みし、元の状態に復元できる機能とすること。	登録等の異動を取り消す機能（異動取消（減））について、新規登録で復元する履歴が無いケースの説明補記を頂きたい。	システム上の理由	以下の履歴を持つ対象者がいた場合 対象者A：①登録→②修正 対象者B：①登録 対象者Aの②を取り消したい場合は「③異動取消」を積み上げて、①の登録内容を復元すればよいと認識している。しかし、対象者Bの①を取り消したい場合、「②異動取消」を積み上げることは理解できるが、復元する対象が存在しないため、印鑑廃止時と同じような異動内容にすることで問題ないかを確認したい。	対応なし	対応なし。 印鑑登録廃止時の、その他の抹消と同様の処理となるため。	
193	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.5. 異動の取消	-	記載なし	【実装してもなくてもいい機能】として「住民記録システムで異動処理の取消が発生した際、印鑑登録の回復が必要が調査するための確認票が出力できる」を追加	業務精度の向上	異動処理取消の際、印鑑登録回復が必要が判断するために確認している帳票であり、効率的に事務を運用するために必要である。	対応なし	ご懸念の点は、異動履歴で確認できるため対応なし。	
159	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.1. 異動者	指定都市においては、異動者を操作者の属する区に住所を置く者に限定することができること。	指定都市においては、異動者を操作者の属する区に住所を置く者に限定するのをデフォルトとするが、検索条件の変更によって他の区の住民も検索することができること。	住民サービスの向上	他の区の住民も検索できることで、住民が利用する窓口を限定しなくなるため。	対応なし	現在の機能で読み込み可。 「できること」とされているため、する/しないは自治体の判断とできる。	
160	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.2. 異動日・処理日	異動日は、初期表示としては空欄とすること。	異動日は、入力日を初期表示とすること。	業務効率の向上	異動日は入力時には空白が許容されないのであれば、入力日が初期値の方が処理効率が向上する。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 「異動日は、初期表示としては空欄とすること。」を以下のとおり修正する。 「異動日は、デフォルトでは処理日とし、必要に応じて異動日を修正できること。」	
372	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.2. 異動日・処理日	【実装すべき機能】P.41 異動日は、初期表示としては空欄とすること。	【実装すべき機能】P.41 異動日は、デフォルトとして、異動事由毎に空欄または処理当日を選択できること。	業務効率の向上	異動日は、印鑑の登録においては処理当日となり、抹消については抹消の理由が生じた日になります。業務効率の観点から、デフォルト設定できるものは空欄ではなく設定することも許容していただくようお願いいたします。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 「異動日は、初期表示としては空欄とすること。」を以下のとおり修正する。 「異動日は、デフォルトでは処理日とし、必要に応じて異動日を修正できること。」	
387	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.2. 異動日・処理日	【実装すべき機能】に異動日は、初期表示としては空欄とすることと記載がある。	初期表示として処理当日が自動入力されることがある。	業務精度の向上	印鑑登録については、住民登録のような異動日（処理日以前を入力）といった管理はしていない。通常は、処理当日を異動日として入力しているため、異動日の誤入力を防ぐためにも、初期表示を処理当日が自動入力されている必要があるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 「異動日は、初期表示としては空欄とすること。」を以下のとおり修正する。 「異動日は、デフォルトでは処理日とし、必要に応じて異動日を修正できること。」	
415	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.2. 異動日・処理日	【実装すべき機能】に異動日は、初期表示としては空欄とすることと記載されている。	「異動日は、処理当日が自動入力されること。」とする。	業務効率の向上	印鑑登録は異動日＝処理日であるため入力処理の省力化につながる。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 「異動日は、初期表示としては空欄とすること。」を以下のとおり修正する。 「異動日は、デフォルトでは処理日とし、必要に応じて異動日を修正できること。」	
426	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.2. 異動日・処理日	「異動日は、初期表示として空欄とすること」と記載がある。	「異動日は、初期表示として処理当日とすること」に修正すること。	業務効率の向上	異動処理は、大半の処理が異動日＝処理日となるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 「異動日は、初期表示としては空欄とすること。」を以下のとおり修正する。 「異動日は、デフォルトでは処理日とし、必要に応じて異動日を修正できること。」	
48	事業者	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とする。	フローの修正、もしくは、仕様書の見直しを回り整合性を取っていただきたい。	業務精度の向上	【印鑑】業務フローでは即時登録や回答登録以外で確認・決裁の過程を踏んでいないため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
52	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。	【実装してもなくてもいい機能】 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。	業務効率の向上	本市では、現在のシステム導入時の検討で、仮登録、本登録の二段階の入力を行うと特に繁忙期に業務が回らないという結論に至り、本登録のみの運用を行っています。本市の業務を実現するためには仮登録をオプション機能とすることが不可欠です。	対応なし	対応なし。 仮登録とは、申請情報をシステムに入力し、一時保存しているような状態を指し、その上で審査・決裁を経て登録を行うという事務フローは通常行われているものであると承知している。なお、仮登録などの印鑑登録状態の説明について、誤解を招かない記載に修正する想定。	
129		第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	印鑑登録。審査・決裁とある	審査・決裁とは何か明記希望 業務フロー上、即時登録の時も、仮登録→確認・決裁→交付の流れになっているが、システムの更新を書ける前に点検を挟むのか。決裁は、「責任者」「代表者（責任者が不在の場合に備えて）」のようになっているが、だれに当たるのか。担当・副担当でよいのか、決済権者か？ 決裁ができる者（責任者・代決者）に限られているように読めるが、決裁するために、ログインしなおしたり、別の端末でログインする必要があるのか？流れ作業にならないようになっているが、混雑時は難しいのではないかと。	業務精度の向上	審査・決裁とは何か明記希望 業務フロー上、即時登録の時も、仮登録→確認・決裁→交付の流れになっているが、システムの更新を書ける前に点検を挟むのか。決裁は、「責任者」「代表者（責任者が不在の場合に備えて）」のようになっているが、だれに当たるのか。担当・副担当でよいのか、決済権者か？ 決裁ができる者（責任者・代決者）に限られているように読めるが、決裁するために、ログインしなおしたり、別の端末でログインする必要があるのか？流れ作業にならないようになっているが、混雑時は難しいのではないかと。	対応なし	対応なし。 仮登録とは、申請情報をシステムに入力し、一時保存しているような状態を指し、その上で審査・決裁を経て登録を行うという事務フローは通常行われているものであると承知している。審査・決裁の方法については、各自治体の文書管理規程や決裁規程に基づき対応されたい。	
147	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とすることとされている。	仮登録状態を経ず、直接本登録へ進むこととする。	業務効率の向上	審査作業を追加する必要性がない。もし追加するならば、窓口人員の増員が必要となるほか、住民の待ち時間の増加につながる。	対応なし	対応なし。 仮登録とは、申請情報をシステムに入力し、一時保存しているような状態を指し、その上で審査・決裁を経て登録を行うという事務フローは通常行われているものであると承知している。なお、仮登録などの印鑑登録状態の説明について、誤解を招かない記載に修正する想定。	
220	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	【実装すべき機能】の記載がある。	削除	住民サービスの向上	柏市では仮登録は実装しておらず、登録後に審査を行い、登録内容の審査してから交付の流れを行っている。仮登録をして本登録とした場合に2段階の事務作業が増え、申請者の待ち時間を増やすこととなることから、不要な機能と考える。	対応なし	対応なし。 仮登録とは、申請情報をシステムに入力し、一時保存しているような状態を指し、その上で審査・決裁を経て登録を行うという事務フローは通常行われているものであると承知している。なお、仮登録などの印鑑登録状態の説明について、誤解を招かない記載に修正する想定。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
291	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	異動入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とする。	左記に追加。仮登録状態一覧を表示させること。	業務精度の向上	審査（決裁）の処理漏れを防ぐため。	対応なし	対応なし。【実装すべき機能】としてすでに記載されている機能であるため。	
348	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	-	【実装すべき機能】異動処理の本登録後、引き続き証明発行処理を行うことができること。	業務効率の向上	印鑑の異動処理とあわせて印鑑登録証明書の交付請求を受けるニーズが高いため、本登録後に引き続き証明発行処理を行うことで業務効率の向上を図る。	対応なし	対応なし。画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件であり、本仕様書の対象外。	
362	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	「仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とする。」と記載がある。	「仮登録機能を実装し、必要に応じて利用可能。」に修正する。	業務効率の向上	登録申請がある度に仮登録と本登録の両方を行うのは、業務効率上現実的ではないため。【考え方・理由】にあるような「職員が単独で登録を完了すること」を防ぐのであれば、入力作業前に複数の職員が確認することで足りるため。	対応なし	対応なし。仮登録とは、申請情報をシステムに入力し、一時保存しているような状態を指し、その上で審査・決裁を経て登録を行うという事務フローは通常行われているものであると承知している。なお、仮登録などの印鑑登録状態の説明について、誤解を招かない記載に修正する想定。また、【考え方・理由】のとおり、「職員が単独で登録を完了すること」が発生しない運用とすることが肝要であるため、本記載としている。	
368	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	「印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること」と記載がある。	仮登録が不必要。	業務効率の向上	現在、システム上仮登録をしていない。複数の目の確認は、登録を行ってから会計の際に最終確認をして交付している。	対応なし	対応なし。仮登録とは、申請情報をシステムに入力し、一時保存しているような状態を指し、その上で審査・決裁を経て登録を行うという事務フローは通常行われているものであると承知している。なお、仮登録などの印鑑登録状態の説明について、誤解を招かない記載に修正する想定。また、【考え方・理由】のとおり、「職員が単独で登録を完了すること」が発生しない運用とすることが肝要であるため、本記載としている。	
373	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	【実装すべき機能】P.41 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とする。 【実装してもなくても良い機能】	【実装すべき機能】P.41 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とする。	業務効率の向上	住記システムにおいては入力ミスが後続業務にもたらす影響が大きいため、仮登録状態でのミス食い止め修正できるという点で重要な機能かと思えます。一方、印鑑登録システムにおいては、後続業務がコンビニ交付等しなく、仮登録機能のメリットよりも本機能の実装に伴う事務量の増加による、事務効率の低下及び住民の待ち時間の増大による住民サービスの低下が発生すると考えます。審査は必要な作業ですが、決裁機能が無くても運用で担保できるため、実装してもなくても良い機能としていただくよう要望します。	対応なし	対応なし。仮登録とは、申請情報をシステムに入力し、一時保存しているような状態を指し、その上で審査・決裁を経て登録を行うという事務フローは通常行われているものであると承知している。なお、仮登録などの印鑑登録状態の説明について、誤解を招かない記載に修正する想定。また、【考え方・理由】のとおり、「職員が単独で登録を完了すること」が発生しない運用とすることが肝要であるため、本記載としている。	
353	住基担当課	第3章 機能要件	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	印鑑の登録に関する照会書の送付先は、デフォルトの設定を住民票上の住所とし、申出により住所を修正できること。	照会書は登録申請者に対して郵便により文書で照会すると修正する。	法令への対応	標準仕様になると、申出により照会書の送り先が変更されることなので、登録申請者に直接届かず、登録者本人の照会として弱くなるのではと思います。	対応なし	対応なし。【考え方・理由】にも記載されているとおり、変更する場合は本人が入院中などの状況を想定しており、また送付前に電話等で本人確認等を実施すれば、登録者本人の確認としては担保されると考えられるため。	
46	住基担当課	第3章 機能要件	5 印鑑登録証	5.1. 印鑑登録証	5.1.1. 印鑑登録証	印鑑登録証として、紙媒体又はプラスチックカード等による印鑑登録証の交付に対応できること。	プラスチックカードについては磁気テープ付きのカードでも対応できるようにしてほしい。	業務効率の向上	現在使用しているカードの磁気テープを利用し、登録番号の確認を行っているため。	対応なし	対応なし。ご指摘のプラスチックカードに磁気テープが付いているものは印鑑登録者識別カードのことであるため、対応可能。	
162	住基担当課	第3章 機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用	利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。	利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。なお、電子証明書のみ失効となり有効期限が更新されるまでの間は、印鑑登録が抹消されること。	業務精度の向上	5.4.3に「個人番号カードを利用している場合は、個人番号カードの運用状況が廃止となった場合に、印鑑登録の抹消ができること」とあるため、利用者証明用電子証明書のみ失効した場合、印鑑登録は抹消される必要がある。	対応なし	抹消については対応なし。カード本体の有効期限でなく利用者証明用電子証明書のみ有効期間が満了した場合は、印鑑登録証明書の交付は不可であったとしてもカード自体は有効であることから、その時点では廃止とならない考え（電子証明書の有効期限を更新した場合は再度利用可能である。）なお、利用者証明用電子証明書の有効期限切れ時等の取り扱いについては、【考え方・理由】に追記する。	
328	住基担当課	第3章 機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.3. 印鑑登録の抹消	【実装すべき機能】に「個人番号カードの運用状況が廃止になった場合に、印鑑登録の抹消ができること。」と記載がある。	同日で現行の個人番号カードが廃止になり、新規の個人番号カードが交付された場合は抹消とせず、登録状態が維持されること。	住民サービスの向上	マイナンバーカードおよび利用者電子証明書が失効した場合に印鑑登録が抹消されると、住民が不利益を被ることになるので、マイナンバーカードおよび利用者電子証明書の失効をもって直ちに印鑑登録が抹消されることのないようお願いする。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。利用者証明用電子証明書が更新された場合においても、印鑑登録証明書発行時には、新たなシリアル番号を再登録できるため、利用者証明用電子証明書の更新により、印鑑登録情報を抹消する必要はないと整理した。上記の方針については【考え方・理由】に明記する。	
390	住基担当課	第3章 機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.3. 印鑑登録の抹消	なし	同日で現行の個人番号カードが廃止になり、新規の個人番号カードが交付された場合は抹消とせず、登録状態が維持されること。	住民サービスの向上	同日中にある対象者の個人番号カードの運用状況が廃止から運用中になる場合がある。この場合でも、印鑑登録が抹消になってしまうのは住民からすると不便である。住民の手間を省くためにも、上記事例の場合は抹消されないようにすることが望ましいため、登録状態を維持していただきたい。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。利用者証明用電子証明書が更新された場合においても、印鑑登録証明書発行時には、新たなシリアル番号を再登録できるため、利用者証明用電子証明書の更新により、印鑑登録情報を抹消する必要はないと整理した。上記の方針については【考え方・理由】に明記する。	
104	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書の交付	6.1.1. 印鑑登録証明書の交付	「転出予定者の住民について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。」が実装しない機能となっている。	当該機能については、「実装すべき機能」もしくは「実装してもなくてもよい機能」とする。	業務精度の向上	住民記録システム、及び、そこから情報連携されている印鑑登録システムの情報では「転出予定者」となっている住民でも、実際には既にいずれかの市町村に転入済である可能性がある。（転入通知の処理を日次で行っている場合等）そのため、転出予定者であることに気付いて、住基ネット全国サーバの情報を確認する運用を行うべきと考えます。そうでない自治体があるとしても、少なくとも、住基ネットの確認を行うどうかは自治体が判断できるべきであるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
126	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付	【実装しない機能】に「異動時に、印鑑登録証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を遡る異動が発生した場合は、アラート等で注意喚起すること。転出予定者の住民について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。」と記載なし	この機能は、【実装すべき機能】ではないか。	業務精度の向上	住民登録との整合性が疑われる。	仕様書修正	前者については印鑑登録システムで実装する機能ではない。後者については、ご指摘に基づき対応する。（標準オプション機能）	
202	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付	記載なし	【実装してもなくてもよい機能】に、「申請時の本人確認方法を交付履歴に登録することができる」を追加	自治体個別の条例・政策などの対応	柏市では条例で顔写真付きの本人確認書類の持参があれば本人からの請求である場合のみ印鑑登録証の添付の省略を認めている。請求書上に本人確認書類の種類は控えているが、証明書発行時にもシステムに本人確認書類を入力することで、窓口受付時に顔写真付きの本人確認書類で本人確認をしたことが再確認できる。もし請求書上に本人確認書類が記載されていなかった場合や顔写真無しの本人確認書類で本人確認を行っていた場合など、本来であれば発行できない条件であったときの誤発行を防ぐことができるため、当該機能を実装できるものとする。印鑑登録証の添付の省略を認める以上、本人確認についてはより厳格に行っていく必要があるため、この機能は実装することを要望する。ただ、この運用をしていない自治体もあることから、この機能は実装してもなくてもよい機能の分類するように国へ求める。	対応なし	対応なし。交付時等に、本人確認方法を区別したい場合はメモ機能で代替可能と想定。本人確認書類又は方法についてはそもそも管理していないため、交付履歴の管理としても追加しない。	
311	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付	【実装しない機能】… 印鑑登録証明書の交付の際に、	【実装しない機能】… 印鑑登録証明書の発行の際に、		既修正箇所との整合	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
346	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付	実装しない機能に転出予定者の住民について証明書を発行する際にアラートを表示することが含まれている。	実装すべき機能に追加。	業務精度の向上	システム上でタイムラグ等があったときに対処するため。例として、他市町村の情報リアルタイムにシステムへ反映されず、転入届提出後に関わらず、転出した市町村で印鑑登録証明書を発行してしまうことが想定される。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
370	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付	実装しない機能として「異動時に、印鑑登録証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を遡る異動が発生した場合は、アラート等で注意喚起すること。転出予定者の住民について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。」とされている。	アラートを実装しない理由について、【考え方・理由】に明記されたい。	業務精度の向上	標準仕様書に則ったオペレーションの変更や、外部の説明にあたり、「行わない理由」についても明示いただきたい。	仕様書修正	前者については対応なし。（印鑑登録システムで実装する機能ではない。）後者については、ご指摘に基づき対応する。（標準オプション機能）	
377	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付	【実装すべき機能】P.65 【実装しない機能】転出予定者の住民について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。	【実装すべき機能】P.65 転出予定者の住民について、印鑑登録証明書を発行する際にアラートを表示すること。 【実装しない機能】	業務精度の向上	転出予定者から印鑑登録証明書の交付申請あった際は、転出証明書提示させる等の、転入届をしていないことを確認する措置を行っています。確認漏れを防止するために本アラートを実装することが望ましいと考えます。 関連：9.1エラー・アラート項目 P.84	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。（標準オプション機能）	
438	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付	手数料用バーコードを印字無し	手数料用バーコードを印字有り	業務効率の向上	印鑑証明書の余白部分に手数料用バーコードを印字することは可能でしょうか。POSレジ（スキャナー付）で印鑑証明書に印字したバーコードを読むことにより手数料の徴収誤りを防止する。	対応なし	対応なし。帳票上に印字せずとも、手数料について判別する運用を実施することは可能。	
297	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書	6.1.2. 発行番号	【実装すべき機能】発行番号	発行番号を要しない。	システム上の理由	発行番号はシステムに登録されているだけでよい。証明に表示すると住民から説明を求められる可能性があるため。	対応なし	対応なし。発行番号は番号とデータを結びつけるものであり、証明書に記載されなければ意味がない。	
355	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.2. 発行番号	【実装しない機能】発行された庁舎名等を印鑑登録証明書に印字することができること。	印鑑登録証明書には発行された「庁舎名」が記載すると修正する。（市民課または各支所名）	業務効率の向上	標準仕様書によれば、「市町村名」と「発行したプリンター情報」は記載されるようですが、交付した証明書に問題が発生した場合、申請の状況はどうであったかを一番に確認するので、「発行したプリンターがどれか？」ということよりも、まずは「どの庁舎で交付をしたか」を特定することが必要なため、「庁舎名の記載」の実装は必要と考えます。	対応なし	対応なし。官舎が判別できるような発行番号を各自工夫いただきたい。	
312	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.3. 公印・職名の印字	【実装しない機能】… 指定都市や特別区においては、市区町村長】	【実装しない機能】… 指定都市や特別区においては、市区長】		「等」の定義がない。「市区町村長」は誤記では。	仕様書修正	当該機能については、そもそも実装必須機能と内容が重複しているため、削除する。	
313	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書	6.1.3. 公印・職名の印字	【考え方・理由】… また、指定都市の場合は他区町村長】	【考え方・理由】… また、指定都市の場合は他区長】		誤記では。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
88	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.4. 文字溢れ対応	【考え方・理由】証明書に正しく印字されない文字溢れや未登録外字については、職員に注意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する	必要に応じて、【実装すべき機能】に、溢れた文字数について「○字加入」と証明書に印字できる仕様にする。 ※システム上で修正を加えることで、証明書に正しくすべての文字が印字される場合等を除く。	法令への対応	文字溢れした場合の手動対応について、手動の意味するところが、「記載事項証明書のように手書き修正し、「○字加入」と記載したうえで朱肉による公印を押印すること」である場合は、電子公印と、朱肉を使用した公印は別物であるとの認識のもと、1枚の証明書に2種の公印が押されることの問題点について検討することや、当該アラートが出た場合に限り、電子公印の印字の設定を外し、すべて朱肉を使った公印を使用すること、文字溢れた文字数について「○字加入」と証明書に印字できる仕様にするなど、検討が必要かと考える。	対応なし	対応なし。文字溢れの場合の対応については、自治体ごとに異なる方法で対応することが想定されるため基本的にシステム外での対応となる。	
26	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書	6.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力	【実装すべき機能】「記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。」	【実装すべき機能】「印鑑登録者識別カードを利用した場合は、記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。」	業務精度の向上	印鑑登録者識別カードの利用をしていない自治体は対応しなくて良いことを明記する。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
25	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付	【実装すべき機能】「印鑑登録証明書を郵送で交付する電子申請を実装すべき機能とする。」	【実装してもなくてもよい機能】「印鑑登録証明書を郵送で交付する電子申請を実装すべき機能とする。」	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑登録証明書を郵送で交付することは、条例上可能となっていない。また、J-LISの「らくらく窓口証明書交付サービス」は疎結合と思われる。	対応なし	対応なし。今後電子申請の利用等が増えることを鑑み、機能を担保する必要があるため。	
45	情報政策担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。	広域交付システムインタフェース仕様書に基づき証明書交付に対応していること。	業務効率の向上	印鑑登録システム側で広域交付システムインタフェース仕様書に基づいた電文に対応し、証明書 PDF を出力する機能を有することが望ましいと考える。証明発行サーバ等を介した対応を許容すると、証明発行サーバ等へのデータ連携が増えることによる障害リスク増加や管理コストの増加が見込まれるため。	対応なし	対応なし。広域交付システムインタフェース仕様書には自治体基盤クラウドシステム、証明書発行サーバ等の構築仕様は規定されておらず、あくまで証明書交付センターと発給サーバ間のやり取りを規定する仕様書となるため、本記載としている。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
314	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付	「【考え方・理由】印鑑登録証明書を郵送で交付する電子申請を実装」	「【考え方・理由】印鑑登録証明書をオンラインで交付する電子申請を実装」又は「【考え方・理由】印鑑登録証明書を公的個人認証サービスを用いた電子申請に対応できる機能を実装」		誤記では。	仕様書修正	【考え方・理由】に重複の記載があるため、ご指摘の箇所は削除。	
419	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付	「証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。」と記載がある。	「証明発行サーバ」を「証明発行サーバ（LGWAN-ASP公開セグメントに設置）」に修正する。	システム上の理由	（根拠となるシステム仕様） 証明書交付サービスガイドライン（地方公共団体向け）第3.1版2021年3月（地方公共団体情報システム機構） 証明発行サーバは、証明書交付センターとLGWAN経由で接続するために、LGWAN-ASPを構築して、LGWAN公開セグメント内に設置する必要がある。そのためにはLGWAN-ASP構築・LGPKI証明書取得のためのLGWAN全国センターへの申請が必要である。コンビニ交付システム未導入団体にとって、そこまでの作業が必要であることが仕様書案の文章からは読み取れない。LGWAN-ASPIに関する記述を追記すべきである。	対応なし	対応なし。 現在の記載でも間違いでなく、過剰な記載と想定されるため。	
420	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付	「証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等は、印鑑登録システムから連携されたデータに基づき、コンビニ等の端末へ、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づいた電文、証明書PDFを出力する機能を有することとする。」と記載がある。	「広域交付システムインタフェース仕様書等」を「広域交付システム要件定義書、広域交付システムインタフェース仕様書、証明書等自動交付システムインタフェース仕様書、既存住基システム改造仕様書等」に修正する。	システム上の理由	（根拠となるシステム仕様） 証明書交付サービスガイドライン（地方公共団体向け）第3.1版2021年3月（地方公共団体情報システム機構） 仕様書案には証明発行サーバの機能の仕様について具体的な説明が無い。そのため、上記ガイドラインに掲示されている「証明発行サーバの構築のために必要となるドキュメント」を明記すべきである。	対応なし	対応なし。 現在の記載でも間違いでなく、過剰な記載と想定されるため。	
421	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付	「印鑑登録証明書を郵送で交付する電子申請を実装すべき機能とする。」と記載がある。	「実装すべき機能」を「実装してもしなくても良い機能」に修正する。	業務効率の向上	電子申請には個人番号カードが必要であり、個人番号カード所有者であればコンビニ交付サービスの方が利便性が高い。 ・【コンビニ交付】即日交付可能、【電子申請】申請、審査、郵送等、交付までに日数がかかる。 ・【コンビニ交付】数字4桁のパスワードで利用可能、【電子申請】利用に英数字6桁以上16桁以下のパスワードが必要で、利用者が非常に忘れやすい。パスワードの初期化には基本的に窓口来庁手続が必要。 ・【コンビニ交付】職員が介在せずに交付可能、【電子申請】審査、郵送等、職員の手間がかかる。 ・【コンビニ交付】窓口交付以下の料金設定が可能、【電子申請】郵送料金が増える。 コンビニ交付サービスよりも利便性の低いサービスを追加することは職員負担増になるためあり、「実装しなくても良い機能」に修正する。	対応なし	対応なし。 今後電子申請の利用等が増加することを鑑み、機能を担保する必要があるため。	
422	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付	「オンラインによる証明書等の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた電子申請に対応できる機能を有することとする。」と記載がある。	「公的個人認証サービスを用いた電子申請」を「公的個人認証サービスを用いた電子申請（LGWAN、連携サーバ、申請管理システムを経由）」に修正する。	システム上の理由	（根拠となるシステム仕様） 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和3年9月30日）総務省 「公的個人認証サービスを用いた電子申請」のみの記述ではどのようなネットワークを構築すべきか分からない。具体的なネットワークを追記すべきである。	対応なし	申請管理システムに限った申請ではないため、対応なし	
315	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	「【実装すべき機能】…証明交付時に停止理由を照会できる」	「【実装すべき機能】…証明書の発行の際に停止理由を照会できる」		既修正箇所との整合	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
378	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	【実装すべき機能】P.69 コンビニ交付での印鑑証明書の発行を停止できること。	以下の { } 内の文言を追記してはかがで 【実装すべき機能】P.69 コンビニ交付での印鑑 {登録} 証明書の発行を停止できること。	業務精度の向上	「印鑑登録証明書」と表記の方が望ましいと思います。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
206	住基担当課	第3章 機能要件	7 バッチ	7.1. バッチ処理	-	記載なし	【実装すべき機能】に「印鑑登録原票（副本）の全件印刷、又は異動分印刷ができること」を追加	業務精度の向上	災害時などのシステム利用ができない場合の紙媒体での印鑑登録原票管理も検討しており、当該機能が必要となることが予想されるため。	対応なし	対応なし。 印鑑登録原票確認票等の出力で対応可能と想定されるため。	
207	住基担当課	第3章 機能要件	7 バッチ	7.1. バッチ処理	-	記載なし	【実装すべき機能】に「抹消通知の一括印刷できること」を追加	業務精度の向上	住基運動抹消や修正に伴う抹消通知が自動出力されない場合に、抹消通知の送付漏れ等を防ぐために確認機能として、管理上必要な機能であると考えます。	対応なし	対応なし。 抹消通知の一括印刷機能については、「8.6.印刷」にて、機能が記載されているため。	
208	住基担当課	第3章 機能要件	7 バッチ	7.1. バッチ処理	-	記載なし	【実装してもしなくてもいい機能】として「除票者の印鑑登録者リストの作成ができること」を追加	業務精度の向上	標準化システムへの対応のために、今後条例規則上での原票管理の方法を検討しているが、左記リストが必要となると思われ、機能として必要があるため。	対応なし	対応なし。 具体的な理由が不明確であり、EUC等での対応でも可能と想定されるため。	
209	住基担当課	第3章 機能要件	7 バッチ	7.1. バッチ処理	-	記載なし	【実装すべき機能】に「印影登録なし者リストの作成ができること」を追加	業務精度の向上	登録番号があるが、印影が入力されていない人物を抽出する機能を有したい。該当する人物についてエラーとして把握するため、必要な機能である。	対応なし	対応なし。 印影なしの本登録は想定されない。 仮登録者については一覧の出力機能がある。	
210	住基担当課	第3章 機能要件	7 バッチ	7.1. バッチ処理	-	記載なし	【実装すべき機能】に「原票送付請求書、原票除票通知書の一括印刷（印鑑登録原票が各支所に保管されているため）ができること」を追加	業務効率の向上	今後条例規則上での原票管理のために必要な機能と考えるため	対応なし	対応なし。 印鑑登録原票確認票等の出力で対応可能と想定されるため。	
1	情報政策担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.2. アクセスログ管理	-	③イベントログ 「住民記録システム内で起こった特定の」と記載がある	「住民記録システム」を「印鑑登録システム」に修正する。		おそらく対象システム名に誤りがあると思われるため。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
285	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.1. EUC機能ほか	-	これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大量処理の場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。	これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大量処理の場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。また、出力件数が多いため、ファイルを分割し	システム上の理由	大量のデータを扱う厚生労働省所管の国保総合システム（国保連・市）では、出力件数が5,000件で1ファイルと分割されて出力されます。別のデータベースソフトなどで、取り込みたいとき、特に人口規模の大きい自治体では、作業が煩雑になりますので、一括出力できるように要望します。	対応なし	対応なし。 デジタル庁による各仕様書間の横並び調整方針に基づく記載であり、20業務同様の対応である。	
69	事業者	第3章 機能要件	8 共通	8.2. アクセスログ管理	-	「③イベントログ 住民記録システム内で」の記載がある。	「③イベントログ 印鑑登録システム内で」に修正する。	システム上の理由	誤記と考えられるため。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
111	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.2. アクセスログ管理	-	「イ.記録対象」に「バッチについては処理名、処理・交付場所、個人番号へのアクセス有無」と記載がある	「、個人番号へのアクセス有無」を削除する	法令への対応	印鑑登録は個人番号を取り扱わない事務であり、記載があることにより個人番号へのアクセスを可能とする機能を有しているとの誤解を生じる可能性があるため	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
112	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.2. アクセスログ管理	-	③イベントログ 住民記録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報	「住民記録システム内で」を「印鑑登録システム内で」に修正する。	法令への対応	記載誤りと考えられる		ご指摘のとおり修正する	
113	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.2. アクセスログ管理	-	「⑤印刷ログ」に「印刷者ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式）」と記載がある。	「個人番号の出力の有無」を削除する	法令への対応	印鑑登録は個人番号を取り扱わない事務であり、記載があることにより個人番号の印刷を可能とする機能を有しているとの誤解を生じる可能性があるため	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
286	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.2. アクセスログ管理	-	(1) ログの取得 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること。	「個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために」を「個人情報や機密情報の漏えいを防ぐに、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること。」に修正する。	業務精度の向上	情報セキュリティ対策は外部からの脅威だけでなく、内部にある脅威にも対応する必要があるため。	対応なし	対応なし。 「個人情報や機密情報の漏えい」といった表現で読み込めるため。	
316	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.2. アクセスログ管理	-	【実装すべき機能】 (1)①イ及び⑤に「個人番号」と記載がある。			第3章1の管理項目に「個人番号」がない。	軽微修正	「個人番号」記載が誤記であるため、対応なし。	
379	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.2. アクセスログ管理	-	【実装すべき機能】P.73 (1) ログの取得 ① 操作ログ イ.記録対象： 操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、パッチについては処理名、処理・交付場所、個人番号へのアクセス有無 ⑤ 印刷ログ 印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、）出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報	左記の {} 内2か所を削除する。 【実装すべき機能】P.73 (1) ログの取得 ① 操作ログ イ.記録対象： 操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、パッチについては処理名、処理・交付場所 ⑤ 印刷ログ 印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名、タイトル、枚数、公印出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報	業務精度の向上	印鑑登録事務は個人番号利用事務に該当しないため、「個人番号へのアクセス有無」は有り得ないと思います。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
55	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.3. 操作権限管理	-	操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。	操作権限はバッチ処理等により一括メンテナンスできること。	業務精度の向上	本市では、年度切替時の操作権限のメンテナンスを、年度単位に操作権限を持つことで、運用により切替を行っています。 権限操作のメンテナンス方法はパッケージシステムにより異なるため、「バッチ処理で」と限定する表記は避けたいです。	仕様書修正	どのような機能により当該メンテナンス機能を満たすかについては実装にゆだねても良いと考えるため、【考え方・理由】において「操作権限はバッチ処理等で一括メンテナンスできることとする」と修正する。	
56	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.4. 操作権限設定	-	設定した権限に応じて、画面から入力する時に必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認でき、画面表示項目の表示又は非表示を設定できること。	【実装してもしなくても良い機能】 設定した権限に応じて、画面から入力する時に必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認でき、画面表示項目の表示又は非表示を設定できること。 ※【考え方・理由】に権限に応じて非表示設定とする想定項目についての情報を追記する。	業務精度の向上	住民記録システムでは「個人番号」または「戸籍の情報」等の項目を権限に応じて非表示設定にする機能は必要である一方、印鑑登録システムではそれらの項目については管理項目として保持しないため、本要件が想定対象としている項目が不明瞭です。そのため、オプション機能の扱いとして頂きたい。	対応なし	対応なし。 操作権限については各自体においてそれぞれ設定すべきものであるため実装必須機能としている。 表示・非表示の設定も各自体の判断となる。	
70	事業者	第3章 機能要件	8 共通	8.4. 操作権限設定	-	「システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、設定した権限に応じて、画面から入力する時に必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認でき、画面表示項目の表示又は非表示を設定できること。」と記載がある。	「システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、設定した権限に応じて画面表示項目の表示又は非表示を設定できること。」と記載がある。 また、画面から入力する時に必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認できること。」に修正する。	システム上の理由	入力の必須、任意が権限によってではなく、異動事由や処理内容によって設定すべき項目のため。	対応なし	対応なし。 当該記載は操作権限設定に限った機能であり、各処理における入力必須任意項目に関する記載ではない。	
461	住基担当課	第3章 機能要件	8 共通	8.6. 印刷	-	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したもののについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	「通常のホッパ（偽造防止用紙）とは別のホッパを指定し印刷できること」の文言を追加する。	業務精度の向上	氏名桁数超過リストが通常のホッパ（偽造防止）で出力されると、証明書及び超過リストを誤って請求者に対し交付してしまうことが考えられる。ホッパを別に指定し偽造防止以外の用紙で出力できれば、視覚的に誤交付を防ぐ効果が期待できるため。	対応なし	対応なし。 8.6に指定できる記載があるため。	
57	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	・年齢が15歳未満の場合	※【考え方・理由】として追記をお願いします。	法令への対応	本市運用としては事務処理要領に準拠する形で印鑑条例を制定しており、満15歳未満の印鑑登録については認めていません。標準仕様への対応に伴い、印鑑登録事務処理要領についての改訂を前提としており、改訂に伴う印鑑条例の改定案についても提示を予定しているのをお示しください。	対応なし	対応なし。 15歳未満で対応している自治体があることから、当該機能を要件化している。当該記載をもって取扱の変更を求めものではない。	
71	事業者	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	「住民データにおける印鑑登録状態を「照会中」又は「本登録」とした際に印影が登録されていない場合」の記載がある。	「住民データにおける印鑑登録状態を「照会中」又は「登録」とした際に印影が登録されていない場合」と修正する。	システム上の理由	誤記と考えられるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
127	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	また、事務処理要領にて「満15歳未満の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする」と規定されているが、実務として高校の奨学金の申請の際に必要である場合等があることから、エラー表示ではなくアラート表示とする。	事務処理要領と（本市の印鑑登録条例の）改正が必要。	法令への対応		対応なし	対応なし。 15歳未満で対応している自治体があることから、当該機能を要件化している。当該記載をもって取扱の変更を求めものではない。	
148	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	年齢が15歳未満の登録をしようとした際、アラート表示されることになっている。	年齢が15歳未満の登録をしようとした際は、エラー表示とする。	法令への対応	事務処理要領で15歳未満の登録ができないと規定している以上、実務上の例外をむやみに認めるべきではないと考える。例示されている奨学金申請については、奨学金事業者の事務処理を改めてもらう方が妥当ではないか。	対応なし	対応なし。 15歳未満で対応している自治体があることから、当該機能を要件化している。当該記載をもって取扱の変更を求めものではない。	
163	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	アラート項目11「印鑑の登録の申請を受理した場所と申請者が持参した回答書の処理場所が異なる場合」	（指定都市においては、エラー項目とする）	業務効率の向上	照会書に押印されている印が、申請書に押印されている印であることを確認することや印鑑登録証交付時に受領印若しくは署名を貰う必要があること（申請書に受領印の欄がある）を考えると申請書を保管している当初受付窓口で回答受付をするのが合理的ではないかと思われます。	対応なし	対応なし。 15歳未満で対応している自治体があることから、当該機能を要件化している。当該記載をもって取扱の変更を求めものではない。	
164	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	アラート項目12「指定した宛名番号で照会中の印鑑が存在しなかった場合」	（エラー項目とする）	システム上の理由	指定した宛名番号で照会中の印鑑が存在しなかった場合はエラーとするのが正しいと思われる。	仕様書修正	当該項目については、そもそも検索結果であるため、アラート項目から削除する。	
213	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	【実装すべき機能】に「アラート11 印鑑の登録の申請を受理した場所と申請者が持参した回答書の処理場所が異なる場合（参考）表示メッセージ例 照会を行なった申請地と異なりますが、よろしいですか？ （関係する機能要件番号）4.4.6」	左記機能をエラーに変更	業務精度の向上	本市では照会申請の回答登録では、同一場所に限定する運用を行っているため、当該機能をエラーとして表示したいため、エラー機能で実装を要望する。	対応なし	回答書の持参場所を申請窓口限定することは運用上問題となるため、アラートとしている。	

No	意見詳細						回答				
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
								区分	理由	方針	回答
214	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	アラート2「年齢が15歳未満の場合（参考）表示メッセージ例 年齢が15歳未満です。」の記載がある。	アラート2「年齢が15歳未満又は生年月日不詳のため年齢が不明の場合（参考）表示メッセージ例 年齢が15歳未満又は年齢が不明です。」に変更	業務精度の向上	印鑑登録には年齢の制限があるため、アラート2の表示はあるが、外国人など生年月日不詳者もいるため、表記の追加を要望する。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
215	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	削除された内容 アラート7「検索入力の際に、指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合（参考）表示メッセージ例 指定した登録番号では登録がありません。（関係する機能要件番号）2.1.3」	削除されたアラート7の復活及び内容の追加 アラート7「検索入力の際に、指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合（参考）表示メッセージ例 指定した登録番号では現在登録がありません。（関係する機能要件番号）2.1.3」	業務精度の向上	当該検索機能は事務効率化のために必要な表示であり、また引き換え交付が確認することができるため、管理上必要な機能である。	対応なし	当項目については、そもそも検索結果であるため、アラート項目から削除する。
216	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	エラー5「指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合（参考）表示メッセージ例 指定した登録番号での登録はありません。（関係する機能要件番号）2.1.3」	削除されたエラー5の復活 エラー5「指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合（参考）表示メッセージ例 指定した登録番号での登録はありません。」	業務効率の向上	登録番号の有無を確認する必要があるために必要なエラー表示である。	対応なし	当項目については、そもそも検索結果であるため、アラート項目から削除する。
217	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	削除された内容 アラート5「検索入力の際に、指定した個人の印鑑が存在しなかった場合（参考）表示メッセージ例 処理対象者が存在しません。（関係する機能要件番号）2.1.3」	削除されたアラート5の復活 アラート5「検索入力の際に、指定した個人の印鑑が存在しなかった場合（参考）表示メッセージ例 処理対象者が存在しません。（関係する機能要件番号）2.1.3」	業務効率の向上	印鑑登録事務において、印鑑登録の有無を確認することは事務効率化のために必要なアラート表示である。	対応なし	当項目については、そもそも検索結果であるため、アラート項目から削除する。
218	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	削除された内容 アラート6「検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合（参考）表示メッセージ例 処理対象者の印鑑の登録は存在しません。（関係する機能要件番号）2.1.3」	削除されたアラート6の復活 アラート6「検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合（参考）表示メッセージ例 処理対象者の印鑑の登録は存在しません。（関係する機能要件番号）2.1.3」	業務効率の向上	印鑑登録事務において、印鑑登録の有無を確認することは事務効率化のために必要なアラート表示である。	対応なし	当項目については、そもそも検索結果であるため、アラート項目から削除する。
359	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-		転出予定者については、印鑑登録及び印鑑登録証明書発行の際にアラートを表示する。	業務精度の向上	転出予定者の場合は、他市区町村に転入していないかの確認が必要のため、アラートが必要と考える。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 No104参照
380	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	【エラー項目】No.2 P.78 暦上日以外が入力が許容されていない項目で、暦上日以外が規定された場合表示メッセージ例：入力された日付が正しくありません。	以下の {} 内に修正してはいいかでしょうか。 【エラー項目】No.2 P.78 暦上日以外が入力が許容されていない項目で、暦上日以外が {} 入力された場合表示メッセージ例：入力された日付が正しくありません。	業務精度の向上	入力時のチェック項目であるため、「規定」よりも「入力」の表現の方がわかりやすいと思います。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。
381	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	【アラート項目】No.12 P.83 指定した宛名番号で照会中の印鑑が存在しなかった場合 表示メッセージ例：その宛名番号では照会中の登録申請がありません。	以下の {} 内の文言に修正してはいいかでしょうか。 【アラート項目】No.12 P.83 指定した {} 対象者に {} 照会中の印鑑が存在しなかった場合 表示メッセージ例： {} この対象者に {} 照会中の登録申請がありません。	業務精度の向上	宛名番号で検索するとは限らないため、「対象者」の文言に修正した方が望ましいと思います。	仕様書修正	当項目については、そもそも検索結果であるため、アラート項目から削除する。
382	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-		以下のアラートを実装してはいいかでしょうか。 【アラート項目】No.15 P.84 印鑑登録証明書発行の際に転出予定者であった場合 表示メッセージ例：転出予定者です。転入していただくことを確認してください。	業務精度の向上	転出予定者から印鑑登録証明書の交付申請あった際は、転出証明書提示させる等の、転入届をしないことを確認する措置を行っています。確認漏れを防止するためにも本アラートを実装することが望ましいと考えます。 関連：6.1.1. 印鑑登録証明書交付 P.65	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 No104参照
392	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	○アラート項目	「異動日に届出日以外の日付が入力されている場合」というアラートを追加	業務精度の向上	印鑑登録（廃止・抹消）では、住民登録のように異動日（転出以外）が届出日より前であるという考えはあまりない。届出日当日に印鑑登録を行う・処理することがほとんどである。そのため、届出日当日以外が入力された場合は、入力ミスでないかどうか確認する必要があるため、アラートとして追加していただきたい。	仕様書修正	異動日は、デフォルトでは処理日とし、必要に応じて異動日を修正できる旨に修正予定であるため、アラートとしては追加しない想定。
393	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	なし	アラート項目…当日に印鑑登録証明書を発行している者が印鑑登録の廃止をしようとした場合 メッセージ例…本日、印鑑登録証明書の発行履歴があったため、当該証明書を回収しない場合、新規登録ののちの印鑑証明書の発行交付は不可となります。	業務精度の向上	アラート5の前に必ず廃止の処理を行う。廃止処理をしたのちに、やはり以前の登録に戻してほしいと申し出があっても受けていない。システム上廃止処理を元に戻すことはできても運用上は行っていない（申出廃止の取消という申請はない）為、登録の前の廃止処理でも注意喚起を出してほしい。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
397	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	削除	アラート項目一覧 「検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合」を復活させる	業務効率の向上	検索した場合に、印鑑登録の有無に関わらず住民情報として検索結果に表示される仕様であるならば、指定した個人の印鑑登録が存在しないときには個人を照会した時点で左記のアラートを表示させるのが望ましい。アラートが表示されれば、一目で印鑑登録がないとすぐに判断でき業務効率の向上につながるため、左記アラートを復活していただきたい。	対応なし	検索して該当がなかった場合は、該当なしと表示されるためアラートから削除する。
401	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	なし	エラー項目…住民票削除者を選択した場合 メッセージ例…除票者です。印鑑登録はできません。	法令への対応	除票者（転出予定日経過者含）は印鑑登録の対象ではないため。	対応なし	住民でない者の印鑑登録はできないため、対応なし。
413	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	【アラート番号2】 「年齢が15歳未満の場合」	アラートではなくエラーにすべき。	業務精度の向上	昭和49年2月1日自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県知事あて通知「印鑑の登録及び証明に関する事務について」第2-1-（2）アにて15歳未満の者は「印鑑の登録を受けることができない」となっており、印鑑登録できないものが登録できる可能性があるため。 【考え方・理由】に「実務として高校の奨学金の申請の際に必要な古い登録を抹消してから新しい登録の照会を行うため。」	対応なし	対応なし。 15歳未満で対応している自治体があることから、当該機能を要件化している。当該記載をもって取扱の変更を求めるものではない。
458	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	エラー項目一覧のエラー番号4で、エラー項目が「照会年月日」抹消年月日の場合」となっている。	「照会年月日 <抹消年月日の場合」に修正する。	業務精度の向上	古い登録を抹消してから新しい登録の照会を行うため。	対応なし	対応なし。 ただし、理解しづらい記載になっているため、【考え方・理由】にて「抹消年月日を入力する際誤って照会年月日より前の日付である場合に発動する」と追記する。

No	意見詳細						回答				
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
								区分	理由	方針	回答
459	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	仕様書には記載無し	アラート項目一覧に下記を追加 アラート項目：文字超過等で印鑑登録証明書に氏名等が正しく表示されない場合 表示メッセージ例：氏名等が正しく表示されません	業務精度の向上	氏名等が正しく表示されない証明書を発行することを防ぐため。	対応なし	対応なし。 アラートNo.13と同義であるため。
476	住基担当課	第3章 機能要件	9 エラーアラート項目	9.1. エラーアラート項目	-	エラー項目一覧 エラー番号 6 及び10	実装しない機能とする	法令への対応	印鑑証明については住基法の支援措置の対象ではなく抑止すべきではない。	対応なし	対応なし。 3.1【考え方・理由】にて「支援措置対象者に対する抑止を含む抑止措置については、印鑑登録システムにおいても実施することとする。」と、記載のとおりであり、抑止対象としている。
224	住基担当課	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	記載なし	検索項目として「在留カード番号」を追加する。	業務効率の向上	個人を特定する手段があるにこしたことがないため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
225	住基担当課	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	記載なし	検索画面において検索の対象を「現存者」「除票」「現存者および除票」のいずれを初期値とするか設定できること、また、初期値の設定を端末ごとに設定できること 検索結果を検索対象が一定の件数になった時点で検索を打ち切る件数を指定して検索できること、また、打ち切り件数の指定の初期値を該当者選択の結果を上限	業務効率の向上	検索対象の初期値設定は、検索を効率的にするため。また、検索を打ち切る件数の指定については、実装されないこと、検索時の誤入力による時間の大幅なロスが発生等が考えられるため、要望する	対応なし	画面要件であるため、対応なし。
226	住基担当課	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	記載なし	検索画面の展開時にカーソルの初期位置を指定できること、また端末によって設定を変更できること	業務効率の向上	カーソルの初期位置指定は、検索を効率的にするため実装したい	対応なし	対応なし。 基本的に画面要件は仕様書では規定していないため。
227	住基担当課	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	記載なし	項目内部分検索において、部分検索の記号として「+」「?」「*」「 」「.」などいくつかの文字が使用可能なこと	業務効率の向上	部分検索機能は、検索を効率的にするため実装したい	対応なし	対応なし。 ご記載の記号の利用場面が不明だが、あいまい検索が可能であるため。
228	住基担当課	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	記載なし	該当者選択画面にて氏名・生年月日にて並び替えができること、 該当者選択画面に印鑑登録状態を表示すること	業務効率の向上	検索を効率的にする機能であるため実装を要望したい	対応なし	対応なし。 前段は用途が不明のため対応なし。 後段は基本的に画面要件（画面遷移）は仕様書では規定していないため。
229	住基担当課	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.2. 照会	2.2.1. 登録内容照会	記載なし	該当者が、除票又は転出予定者の場合、アラートが表示されること	業務精度の向上	誤登録、誤発行を防ぐため。また印鑑登録証の廃棄時にアラートによって印鑑登録証の状態を確認できるため。	仕様書修正	誤登録は既にアラートが表示される。また、誤発行についてはアラートを表示できるようにする。
231	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.1. 世帯内印影表示	登録申請者の世帯内印影票を表示できること。必要に応じて世帯内印影票を出力できること。その際、世帯内印影には仮登録及び照会中の印影を含むこと。	「その際、世帯内印影には仮登録及び照会中の印影を含むこと」を削除	業務効率の向上	照会申請の時点で印影を登録する必要がなく、回答があって初めて登録すれば問題ないのではないかと考える。また、仮登録という機能自体が事務処理を増やすだけであるため、現状同様必要ないと考え、印影の空欄を許容するというのであれば実装しないを希望する。 なお、印影の空欄を許容しないとなり使用通りになった場合は、当該項目は実装すべきとなる。 また、当該機能を実装すべきになった場合、世帯内印影については印影の仮登録中or照会中であることを明確に表示できる機能を実装してほしい。	対応なし	対応なし。 照会回答方式においては、1回目に代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要がある。なお、当機能はシステムに印影がある場合にのみ表示されるもの。
232	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.2. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.2. 世帯内印影表示	記載なし	新たに印鑑登録をする異動処理時に、世帯内印影の確認画面を自動表示、又は世帯内印影確認票の自動印刷をすることができる	業務効率の向上	印鑑登録の入力や審査において、同一世帯内で同一の印鑑登録を防止するために世帯内印影は必ず確認するものであるため、当該機能は事務を効率化するものであり、実装を要望したい。 実装しない場合、同一世帯員の印影を別ウィンドウで印刷する必要が生じ（ダブルチェックのため）非効率である。	対応なし	対応なし。 世帯内印影表示の機能自体は標準仕様書に記載しており、当該機能をどのような画面遷移で実行するかなどは標準仕様書の対象範囲外であるため（ベンダの競争領域）。
233	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.1. 照会中	印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合、印鑑登録状態を「照会中」として仮登録ができること。登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力できること。	仮登録を実装しない	業務効率の向上	照会申請の時点で印影を登録する必要がなく、回答があって初めて登録すれば問題ないのではないかと考える。また、仮登録という機能自体が事務処理を増やすだけであるため、現状同様必要ないと考える。 なお、印影の空欄を許容しなくなった倍国の使用通りになった場合は、当該項目は実装すべきとなる。 また、当該機能を実装すべきになった場合、印影の仮登録中or照会中であることを明確に表示できる機能を実装してほしい。実装しても運用として不可とするよう調整したい。 印影の空欄OK 実装しない 印影の空欄NO 実装するで、照会中の世帯内印影についてはアラートを出してほしい。	対応なし	対応なし。 仮登録とは、申請情報をシステムに入力し、一時保存しているような状態を指し、その上で審査・決裁を経て登録を行うという事務フローは通常行われているものであると承知している。 なお、仮登録などの印鑑登録状態の説明について、誤解を招かない記載に修正する想定。
234	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.1. 照会中	印影無しで照会中での登録ができること。	印影無しで照会申請ができる	業務効率の向上	照会申請の時点で印影を登録する必要がなく、回答があって初めて登録すれば問題ないのではないかと考える。また、仮登録という機能自体が事務処理を増やすだけで、必要ないと考える。なお、実装しても運用しなくてもよい機能としたい。	対応なし	対応なし。 照会回答方式においては、1回目に代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要がある。
235	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.1. 照会中	記載なし	申請者、申請場所の登録ができる	業務効率の向上	照会申請の申請者や申請場所について登録できない場合、庁内で申請について確認したい場合、受付部署の特定が難しくなるため、実装を要望したい。印鑑登録標準仕様書1.2.1【異動履歴の管理】の【考え方・理由】によると、異動の入力場所は登録可能であるが、印鑑登録状態が一度本登録にならなければ、異動履歴は記録されないということ。但し、1.3.6交付履歴の管理によると、「印鑑の登録に関する照会書」の交付履歴として「交付場所」が記録される。また、1.3.6交付履歴の管理によると、「印鑑の登録に関する照会書」の交付履歴として「交付場所」が記録される。また、1.3.6交付履歴の管理によると、「印鑑の登録に関する照会書」の交付履歴として「交付場所」が記録される。	対応なし	対応なし。 照会書の処理をした者については操作ログで確認可能申請場所は入力場所として把握は可能。
236	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	印鑑の登録に関する照会書の送付先は、デフォルトの設定を住民票上の住所とし、申出により住所を修正できること。	送付先修正は不要な機能。	業務精度の向上	申出による送付先変更は、照会申請の趣旨から考えて不要なものとする。実装すべきではなく、してもなくても変更すべきと考える。実装しても誤登録につながる恐れがあるため。なお、実装しても運用しなくてもよい機能としたい。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり、原則は住民票のとおりとするが、入院等により送付先が変わる可能性もあるため本人の申出により住所を修正できることとしている。
237	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること。その際、再発行した場合における回答期限は、当初の期限とすること。また、必要に応じて「再発行」の表示をしないことを選択できること。	回答期限の修正を追加	住民サービスの向上	再出力は、郵送トラブルや本人の体調不良など延長の必要性がある場合にも使用するため、回答期限の修正を加えたい。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。
238	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	記載なし	登録処理の後、照会書を自動で印刷することができる	業務効率の向上	照会申請登録の入力や審査において、照会書は必ず印刷するものであるため、当該機能は事務を効率化するものであり、実装を要望したい	対応なし	画面操作（登録ボタン押下で出力、登録後印刷ボタン押下で出力等、）までは標準仕様書では規定しないため、対応しない。

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
239	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.2. 印影登録	回答書持参の場合は、照会中の印影で印鑑登録ができること。	実装しない	業務効率の向上	照会申請の時点で印影を登録する必要がなく、回答があつて初めて登録すれば問題ないのではないかと考える。また、仮登録という機能自体が事務処理を増やすだけであるため、現状同様必要ないと考え、印影の空欄を供するというのであれば実装しないを希望する。なお、印影の空欄を許容しなくなり使用通りになった場合は、当該項目は実装すべきとなる。また、当該機能を実装すべきになった場合、世帯内印影については印影の仮登録中or 照会中であることを明確に表示できる機能を実装してほしい。	対応なし	対応なし。 1 回目に代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要があるため。	
230	住基担当課	第4章 機能要件	4 異動		4.0.3. 審査・決裁	記載なし	照会申請の1 回目来庁時点での仮登録は不要とする。	業務効率の向上	照会申請の時点で印影を登録する必要がなく、回答があつて初めて登録すれば問題ないのではないかと考える。また、仮登録という機能自体が事務処理を増やすだけであるため、現状同様必要ないと考え、印影の空欄を供するというのであれば実装しないを希望する。なお、印影の空欄を許容しなくなり使用通りになった場合は、当該項目は実装すべきとなる。また、当該機能を実装すべきになった場合、世帯内印影については印影の仮登録中or 照会中であることを明確に表示できる機能を実装してほしい。	対応なし	対応なし。 1 回目に代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要があるため。	
240	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.1 様式・帳票全般	20.1.2 各項目の記載	記載しない項目（例：世帯内印影票、印鑑登録証明書、印鑑登録原票確認票における「氏名のカタカナ表記」）については、項目名及び項目内容を「* * *」表示とすること。		業務精度の向上	窓口質疑応答集において、外国人の生年月日の不詳については「2000年**月**日」表示することが記載されており、当該項目と*の使い方が混在してしまつたため、どちらを優先すべきか確認したい。	対応なし	不詳日入力一覧として、「1.1.6年月日の管理」で不詳日の示し方は表示しているため、対応なし。	
298	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.1 様式・帳票全般	20.1.2 各項目の記載	【実装すべき機能】旧氏、通称、氏名のカタカナ表記	項目としてのタイトルは不要。	業務効率の向上	証明事項として記載していれば良いので、タイトルとしてまで記載する必要はない。	対応なし	何を証明書において記載しているか明確にする必要があることから対応なし。	
12	事業者	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		印鑑登録証明書のレイアウトの考え方の性別を左寄せにする。	システム上の理由	記載諸元（1. 項目・記載内容）において、「性別」は左寄せと規定されているため。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
58	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	○ 印鑑登録証明書（日本人）のレイアウトの考え方吹き出し説明「指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。」	○ 印鑑登録証明書（日本人）のレイアウトの考え方吹き出し説明「指定都市・特別区を除き、常に都道府県から記載する。」	業務精度の向上	住民基本台帳事務処理要領「第2 1(2)キ 住所」において、住民票への住所の記載事項として、都道府県の名称は指定都市等においては省略可能とされています。住民記録システム側では本要件は規定されていないため、住記に準ずる形で印鑑に係る住所を都道府県名から出力させる仕様については、指定都市に限り、オプション機能の扱いとして頂きたい。	対応なし	住基においても同様の要件となっているため、対応なし。	
72	事業者	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	「・氏名のカタカナ表記」の記載がある。	「・氏名のカタカナ表記（外国人住民のみ）」と修正する。	システム上の理由	他の項目との整合性を保つため。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
89	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	【実装すべき機能】 ・旧氏（日本人住民のみ） ・通称（外国人住民のみ） ・氏名のカタカナ表記	・氏名のカタカナ表記（非漢字圏の外国人住民のみ）に修正する。	業務精度の向上	標準化仕様書の表記の統一する。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
123	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	A4	A4横での出力。	住民サービスの向上	A4横での出力にすることで余白が活用でき、入力時数の制限も増やすことができるため。	対応なし	対応なし。 検討会での議論踏まえ、帳票レイアウトについてはA4縦で統一することとしている。	
124	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	最小フォントサイズ（ポイント）が空欄	フォントサイズが可変であること。	住民サービスの向上	文京区の場合は、氏名が70字を超える方がいるため、その氏名が全て印字できるようになるため。	仕様書修正	住基にあわせて、対応可能な文字数（96字）についてレイアウトに記載とする。 上記で氏名70字は対応可能であると考えられるため、文字フォントの可変については修正なし。	
299	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	証明書の用紙サイズA4	証明書の用紙サイズA5	システム上の理由	SDGs に対応するため。（紙の節約）	対応なし	対応なし。	
317	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	「・氏名のカタカナ表記」	「・氏名のカタカナ表記」		既修正箇所との整合	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
318	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	1.項目・記載内容項番13の左寄せ・右寄せの欄「左」	1.項目・記載内容項番13の左寄せ・右寄せの欄「右」		レイアウトの考え方の整合	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
367	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	「○ 印鑑登録証明書（外国人・非漢字圏の外国人がカタカナの印影を用いる場合）のレイアウトの考え方」に氏名のカタカナ併記名および登録印影に「ジェーン・スミス」と記載がある。	氏名のカタカナ併記名および登録印影を「ジェーン スミス」に修正する。	業務精度の向上	「氏名のカタカナ表記」であるため、「・」のようなカタカナ以外の文字を含めるべきではないと考える。	仕様書修正	仕様書間の整合をはかるために修正する。 ただし、氏名のカタカナ表記は印影登録のために付されるものであるため、「・」の記載を排除するものではなく、自治体の判断とする。	
463	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	帳票名「印鑑登録証明書」項目名「氏名のカタカナ表記」について、『行数「1」折り返し「無」桁数「2 0」』となっている。	帳票名「印鑑登録証明書」項目名「氏名のカタカナ表記」について、『行数「1」折り返し「有」桁数「2 0 / 2」』に修正する。	住民サービスの向上	現在、氏名のカタカナ表記を登録している外国人のうち5 0 文字を超える登録者が複数存在する。文字の大きさを調整するなどの文字溢れ対応機能は実装されているものの、それでも文字溢れとなった場合、コンビ二交付取扱不可等の影響が出てしまつたため。	仕様書修正	住基にあわせて、対応可能な文字数（96字）についてレイアウトに記載とする。	
9	事業者	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書		記載諸元（1. 項目・記載内容）に「再発行」を追加する。	システム上の理由	「4.1.4.2.印鑑の登録に関する照会書発行」に「再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること。」の記載があるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
90	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	自署	自書	業務精度の向上	記載例の「自署」を「自書」に統一する。	仕様書修正	署名に該当する箇所については、「自署」のままとするが、単純な日付や住所の記載については、自書が適当であるため、「自書」という言葉に修正する。	
105	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	印鑑の登録に関する照会書の項番15「通知文（前半）」が固定文言になっている。	項番15「通知文（前半）」の文言については、市町村が任意に設定できるように修正する。	法令への対応	固定文言中に「全て自署」という文言があるが、手の不自由な方等であることを考慮すると、一律すべて自署を求めるとは難しい。印鑑登録事務自体は条例事務であり、そのような問題に対する対応は自治体によって異なるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 任意に文言を設定できるようにする。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
152	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	「申請取り扱い窓口へ持参してください。」と記載がある。	「●●●●の申請取り扱い窓口へ持参してください。」に修正する。	業務精度の向上	本庁、各支所の窓口で申請を取り扱っており、1回目の窓口で申請書等を保管しているため、2回目の来庁窓口も1回目の窓口に限定することで、事務が煩雑にならず確実な確認を行うことができる。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 任意に文言を設定できるようにする。	
300	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	照会書の様式、封筒	照会書はハガキも可とする。	システム上の理由	郵便代が節約できる。84円→63円	対応なし	仕様書で想定している照会書に対応できないと考えられるため、対応なし。	
301	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	回答期限と本人署名欄	回答期限は目立つよう改善する。本人署名欄は2か所あるが、1か所になるよう改善する。	住民サービスの向上	高齢者や障がい者等の場合、2か所の記入は困難であることと回答期限を見やすくするため。	軽微修正	回答期限を目立つよう記載する旨について、太字にする等、ご指摘のとおり改善する。 本人署名欄については、回答書は自分の意思に基づくことを証明し、委任状は代理人に委任することを証明するというように役割が異なるため、対応なし。	
319	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト中「代理人生年月日」がない。	○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト中「代理人生年月日」追加		1.項目・記載内容項番30との整合	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。 記載諸元表を修正する。	
320	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	1.項目・記載内容 ①項番7～9、20中に「公証」及び「認証文」とある。 ②項番20の内容に「指名」とある。	①「公証」→「首長」等 「認証文」→「本文」等 ②「指名」→「氏名」		①証明書ではないので、文言修正必要 ②誤記	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
321	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	【実装すべき機能】に「次に示すレイアウトに従い」とある。	文言について、市区町村に裁量をいただきたい。	住民サービスの向上	「自書」が困難な高齢者も多く、署名のみ本人のものや押印対応のケースもあることから、文言については変更可能なものとしていただきたい。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 任意に文言を設定できるようにする。	
402	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	なし	代理人の生年月日	業務精度の向上	P102の記載諸元には記載項目になっているが、レイアウト例内にはない。誤解が生じる可能性があるため、レイアウト例にも記載してほしい。前回の意見照会で削除されるとみられる記述もあつたが、代理人の本人確認の際、住所が確認できないこと（免許証の住所変更未済、住所の記載のない本人確認資料の提示）も多々あるため生年月日の記述は残したい。当区では本人確認資料の「名前+住所」が「名前+生年月日」が一致で代理人本人と判断している。	軽微修正	ご指摘に基づき諸元表を修正する。	
241	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.3 印鑑登録抹消通知書	印鑑登録抹消通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。		業務精度の向上	消除事由ごとに、下部案内文を設定できる機能の実装を要望する。対象者ごとに効率的に、消除後の案内ができるようになり業務の効率化につながるため	対応なし	当該教示は法令に基づくものであり記載が必要のため対応なし。	
322	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.3 印鑑登録抹消通知書	【実装すべき機能】に「次に示すレイアウトに従い」とあり、レイアウトの教示箇所に「当自治体」とある。（1.項目・記載内容項番18も同様）	「当自治体」部分について、修正可能なレイアウトにしたい。	住民サービスの向上	教示箇所について、「当自治体」という記載ではわかりにくい。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 ご指摘のとおり、自治体名や、「当市」「当区」「当町」「当村」など記載できるよう諸元表を修正する。	
323	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.3 印鑑登録抹消通知書	1.項目・記載内容 ①項番5～8に「公証」及び「認証文」とある。 ②項番9及び10に「職務代理人」とある。	①「公証」→「首長」等 「認証文」→「本文」等 ②「職務代理人」→「首長（職務代理人）」		①証明書ではないので、文言修正必要 ②誤記（「首長」部分は①の修正内容次第で変更）	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 ①についてはNo.320と同様の方針 ②についてはご指摘のとおり修正する	
2	事業者	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票	記載諸元（1.項目・記載内容、2.構成）を追加する。		システム上の理由	庁内業務で使用する帳票ではあるが、証明書や通知書と同様に様式を統一するために必要である。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
59	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票	【実装してもなくても良い機能】 以下の様式・帳票について、直接印刷により出力できること。	※【実装してもなくても良い機能】として、印鑑登録原票への反映内容が正しいことの挙証資料となる。以下コンセプトの帳票を追加する。 ・現在の印鑑登録原票の情報を把握可能 ・過去の異動履歴を一覧として確認可能 ・各異動履歴における印鑑異動事由が把握可能	業務効率の向上	仮登録を含めた印鑑の登録状態毎に照合資料として利用想定される「印鑑登録原票確認票」とは別に、印鑑登録原票への反映内容が正しいことの挙証資料として、印鑑異動事由を含めた過去の異動履歴の詳細を一覧で確認できるような、印鑑登録原票の副本情報の出力帳票が運用上必要であると考えています。オプション機能の帳票として追加頂きたい。	対応なし	EUCや画面確認で対応するため、対応なし。	
384	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票	P.119 ○印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「旧氏」「通称」の吹き出し説明「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。」	○印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「旧氏」「通称」の吹き出し説明「日本人の場合は「旧氏」、外国人住民の場合は「通称」を表示。」	業務精度の向上	P.95記載諸元【印鑑登録証明書】No.3の表記と一致させることが望ましいと考えます。 第1.0版(案)の意見照会#1375において、「ご指摘を踏まえ、諸元と一致するよう修正する」とされましたが、修正されていないようです。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
3	事業者	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票	記載諸元（1.項目・記載内容、2.構成）を追加する。		システム上の理由	庁内業務で使用する帳票ではあるが、証明書や通知書と同様に様式を統一するために必要である。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
60	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票	記載諸元【世帯内印影票】を追加する。		業務精度の向上	帳票の記載諸元が未提示のため、提示をお願いします。なお、提示ができない場合については提示予定時期について情報提供をお願いします。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
385	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票	P.123 ○世帯内印影票のレイアウトの考え方 「旧氏」「通称」の吹き出し説明「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。」	○世帯内印影票のレイアウトの考え方 「旧氏」「通称」の吹き出し説明「日本人の場合は「旧氏」、外国人住民の場合は「通称」を表示。」	業務精度の向上	P.95記載諸元【印鑑登録証明書】No.3の表記と一致させることが望ましいと考えます。 第1.0版(案)の意見照会#1378において、「ご指摘を踏まえ、諸元と一致するよう修正する」とされましたが、修正されていないようです。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
242	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	-	記載なし	異動リストの実装	業務精度の向上	事由や日時等の条件ごとに、異動者を抽出できる機能の実装を要望する。当該機能が無い場合、集計作業や、異動内容の照会等の事務が煩雑化するため	対応なし	対応なし。 EUC機能で対応できると考えられる。	
243	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	-	記載なし	制限情報入力者照会一覧の実装	業務精度の向上	登録制限、発行制限をかけている対象者を抽出する機能の実装を要望する。紛失等により一時発行制限をかけている人物のデータ管理をするため	対応なし	対応なし。 EUC機能で対応できると考えられる。	
244	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	-	記載なし	印影登録なし該当リストの実装	業務精度の向上	登録番号があるが、印影が入力されていない人物を抽出する機能の実装を要望する。平時の運用においては使用していないが、該当する人物についてエラーとして把握するため必要	対応なし	対応なし。 空欄を許容しないため、そもそも発生しない。	
245	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	-	記載なし	異動件数表の実装	業務精度の向上	印鑑の登録や抹消、引換交付などの件数について、期間を指定して集計する機能の実装を要望する。当該機能により作成する印鑑登録に係る集計資料が、統計事務上必要であるため	対応なし	対応なし。 EUC機能で対応できると考えられる。	
246	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	-	記載なし	登録数集計表の実装	業務精度の向上	対象の時点を指定し、その時点の印鑑登録数について集計する機能の実装を要望する。当該機能により作成する印鑑登録に係る集計資料が、統計事務上必要であるため	対応なし	対応なし。 EUC機能で対応できると考えられる。	

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
356	住基担当課	第4章 様式・帳票要件		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	【実装すべき機能】印鑑登録証明書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に認証文を記載できること。印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとすること。 ・印影 ・氏名（漢字、アルファベット） ・旧氏（日本人住民のみ） ・通称（外国人住民のみ） ・「氏名のカタカナ表記」 ・生年月日（日本人住民は和暦、外国人住民は西暦で表記すること。） ・住所（方書を含む。）	住所の方書は記載するかどうかは選択が可能と修正する。	業務効率の向上	・更生保護施設などの方書が記載されることにより不利益を被る場合があるため。 ・申出方書修正がいりそうな人の急ぎの印鑑証明があるときがあるため ・特殊な方書で記載したくないという意見等があるため	対応なし	対応なし。 方書も住所の一部である。また、印鑑登録証明書は他の提出資料と一緒に提出することが想定され、印鑑登録証明書のみ方書が省略されているのは許容されない。	
302	住基担当課	第5章 データ要件	-	30.1 データ構造	-	記載なし。	移行用のデータレイアウトについても規定する。	システム上の理由	現在、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において、次期システムへのデータ移行を円滑に行うための移行ファイル用のレイアウト（中間標準レイアウト）の維持管理を行っていると思うが、標準準拠システムへの移行においても円滑に行えるよう移行用ファイルレイアウトを規定して欲しい。	対応なし	対応なし。 中間標準レイアウトに代わる基本データリストをデジタル庁において別途規定される。	
73	事業者	第7章 用語	-	-	-	「改製【かいせい】・・・印鑑登録システムにおける改製については、合併等に伴い、システム更改が公開され、」の記載がある。	「改製【かいせい】・・・印鑑登録システムにおける改製については、合併等に伴い、システム更改され、」と修正する。	システム上の理由	誤記と考えられるため。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
414	住基担当課	第7章 用語	-	-	-	「照会中」が「か」の中にある。	「照会中」を「し」の中に移動する。		記載誤りと思われるため。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
416	住基担当課	第7章 用語	-	-	-	「可視台帳」の振り仮名がない。	「可視台帳」の振り仮名を追記する。		記載漏れと思われるため。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
1	住基担当課	第3章 機能要件	9 共通	9.2. アクセスログ管理	-	(1)のエラーログについて、記載の変更及び追加がされているが、「管理者による設定変更時の情報取得したログは、…改ざん防止措置がされること。」は⑥設定変更ログについての記載と思われる。			記載箇所の位置ずれ	対応なし	対応なし。 1.0版より当該記載である。ただし、「⑦エラーログ」における「管理者による設定変更時の情報」は誤記と想定するため削除とする。	
8	住基担当課	第3章 機能要件	9 共通	9.2. アクセスログ管理	-	【実装必須機能】 [分析例] ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID別ログイン数一覧 【考え方・理由】 住民記録システムに準ずる。	【実装必須機能】 [分析例] ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID別ログイン数一覧 ・大量検索実行一覧 ・宛番号等から該当者の検索実行一覧 【考え方・理由】 住民記録システムに準ずる。	業務精度の向上	アクセスログの【分析例】につきまして、住民記録システムに準ずるとの考え方であれば、住民記録システム標準仕様書と同じ記載としてはいかがでしょうか。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	